

海技図書(海外)第16号

持出禁止

保存用

インド農業技術センター
調査報告書
(第6次)

昭和42年10月

海外技術協力事業団

Overseas Technical Cooperation Agency



国際協力事業団

借入 月日	'84. 3. 19	107
登録No.	00840	81
		EX

序

第一次インド農業技術センター（模範農場）は昭和87年4月に日本国政府とインド政府との間で調印された協定に基づき、日本の稲作栽培技術の演示を目的としてグジャラート、ビハール、西ベンガル、およびオリッサの4州に設置され、以来5カ年間にわたる要員のたゆまざる努力によって収量はインド平均収量の数倍にもおよび大きな成果をあげた。

本センターは本年4月22日をもって協定期間満了することとなり、これに伴ない今後のインドに対する農業技術協力の方針検討のための当事業団は今年8月10日農林省農林経済局国際協力課長牧野忠夫氏を団長とする調査団を現地へ派遣した。

酷暑期にもかかわらず本調査団は上記4農場をまわり、その実情を調査し各州政府の意向把握および中央政府との折衝にあたり、その任務を全うし先般帰国した。

本書はその報告書である。

本報告書が今後インドに対する農業技術協力方針策定に資することを望む次第である。

ここに本調査にあられた各団員の方々ならびに同調査団派遣について御協力願った関係機関の方々に深甚な感謝の意を表するものである。

昭和42年9月

JICA LIBRARY



1013985153

海外技術協力事業団

理事長 沢 次 信 一

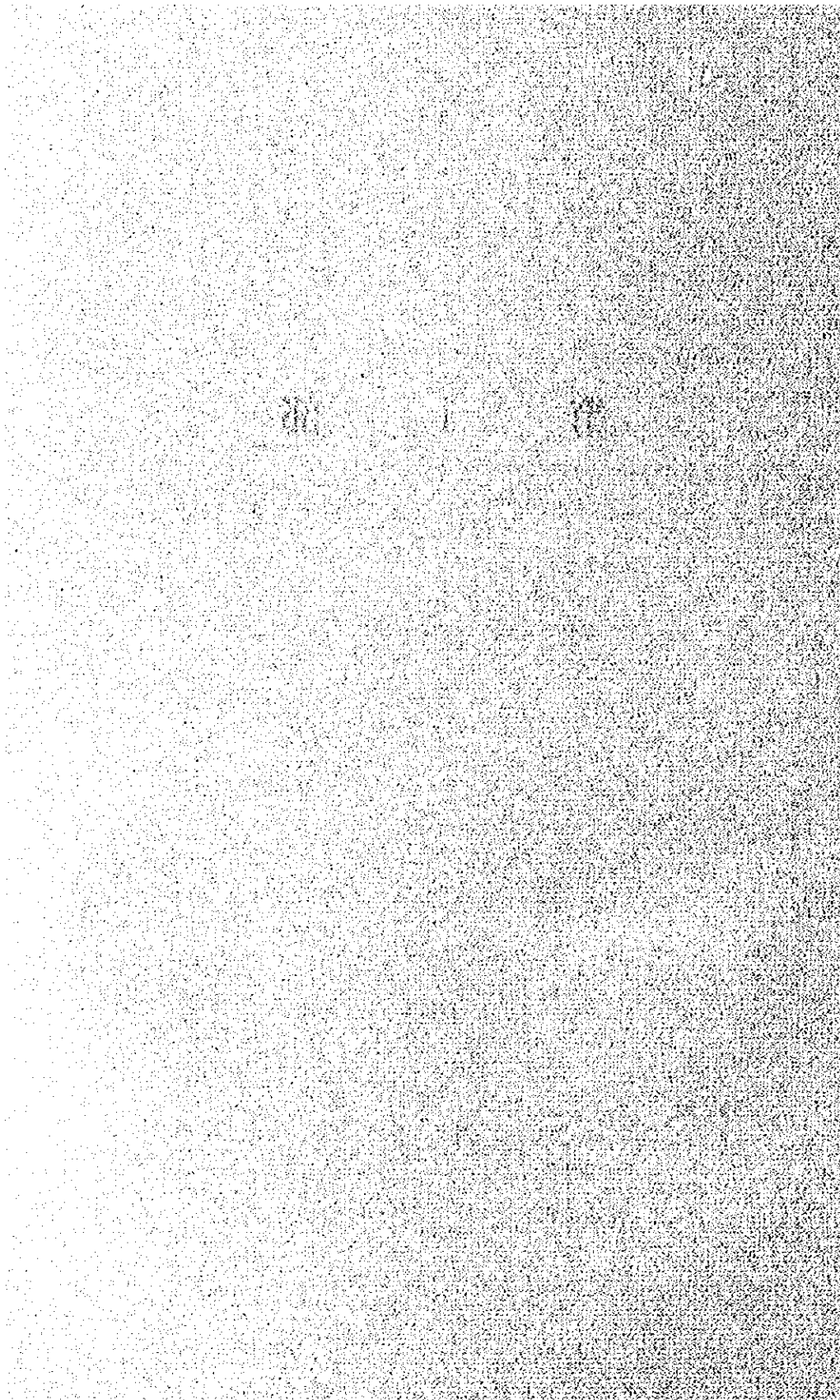
第 1 部

I はじめに	3
II 調査の概要	5
III 第1次協定の経過	7
IV 旧農場の成果	11
V 各州政府の将来の技術協力に関する意見	18
VI 新技術協力に関する日印会議	28
VII 新農場に関する日印合同委員会	28
VIII 新農業技術協力への意見	30

第 2 部 附 録

I 在インド農業センターの存続に関する基本方針について	39
II インド政府の農民訓練計画について	41
III 旧農場所在州政府との会談要録	43
1. グジャラート州政府との会談	43
2. オリッサ州政府との会談	45
3. ウエストベンガル州政府との会談	47
4. ビハール州政府との会談	48
IV 新協定草案	51
V 西ベンガル州10衛星農場設置構想	55
VI 旧農場要員名簿	59
1. グジャラート州スラート地区農場	59
2. オリッサ州サンバルプール地区農場	59
3. ウエストベンガル州ナディア地区農場	60
4. ビハール州シャハバード地区農場	60
VII 旧農場歴年の生産状況	61
VIII 調査日程(現地参加者名簿)	63

第 1 部



はじめに

1. 昭和37年4月28日に日印両国政府間において調印された農業技術協力に関する協定（以下「第1次協定」という）にもとづき、インド国内の4地区に、8年にわたり、「日本式稲作技術の模範演示」および「日本式改良農機具の現地適応試験」を目的として設置運営されてきた日印模範農場（以下「旧農場」という）は、昭和40年3月29日の第1次協定の更改延長に関する両政府間の交換公文により、協定期間を2カ年延長されるとともに、あらたに「現地農業技術者および農民にたいする現場訓練」を目的に追加され、昭和42年4月22日まで運営された。
2. 第1次協定の協定期間満了にさきだち、1966年11月、インド政府は一部の旧農場について将来も日本の技術協力が継続されることを要請してきた。このため、外務省は、農林省並びに海外技術協力事業団と協議したのち、「旧農場の技術協力の成果の日印両国による評価の確認」、「旧農場に関する将来の技術協力の在り方の検討」および「新技術協力協定に関する日印両国政府間の原則的合意」を目的とするインド農業技術協力調査団を海外技術協力事業団よりインドに派遣することに決定した。
3. この調査団は、外務農林両省並びに海外技術協力事業団間の協議によって、下記のごとき編成をもって、本年3月10日より4月12日まで、インドに派遣された。

団 長	農林省農林経済局国際協力課長	牧 野 忠 夫
副団長	農政局普及部普及教育課普及指導官	中 尾 重 己
団 員	農林経済局統計調査部管理課	三 木 好 久
	海外技術協力事業団海外事業部海外センター課長代理	杉 山 亭 造
	農林省農林経済局国際協力課	松 永 宏

上記調査団員中、中尾副団長は昭和36年11～12月間旧農場設置実施調査団員として、三木団員は昭和38年11月より昭和41年12月まで在印日本大使館書記官として、杉山団員は昭和41年8月～4月間本センター巡回指導班団員として、それぞれインドに在勤または出張した経験を有している。なお、牧野団長は公務のため他の団員よりおくれで3月31日

より本調査に参加した。

4. 今回の調査にあたり、在ニューデリー日本大使館、在ボンベおよび在カルカッタ日本総領事館の各在外公館より終始積極的な支援をうけ、このために調査を円滑に行なうことができ、またインド政府との折衝を願調に行ないえた。ここに特にしるして深く感謝の意を表する。
5. また、インド政府は調査団の各旧農場歴訪中つねにリエイゾン・オフィサーを随行せしめ、各州政府も各旧農場の調査に関係者を立会せしめる等誠意のある協力をしめられた。あわせて謝意を表する。

インド農業技術センター調査団

団長 牧野忠夫

II 調査の概要

6. 調査団は、出発に際し、農林省より、対印農業技術協力の重要性および模範農場方式によるこの技術協力は今日までわが国がおこなってきている農業技術協力のなかで比較的組織的におこなわれているものであることに注目して同省が外務省および海外技術協力事業団と協議して決定した「在インド農業センターの存続に關する基本方針について」（付録第1参照）指示を受けた。
7. 調査団（牧野団長を除く）は本年8月10日東京を出発、同日ニューデリーに到着、翌11日より18日まで、ニューデリーにおいて、在印日本大使館およびインド政府と調査に關する打合せをおこなった。日本大使館との打合せにおいては、前述した農林省の基本方針は大使館より全面的に支持された。また、インド政府との打合せにおいては、インド食糧農業省バルア農業普及局長より、「インド政府は本年より5カ年計画をもって農民を対象とする普及訓練事業（付録第2参照）を実施することに決定した。その総経費は1.16億ルピーに達するものとみとまれているが、1967年度は1,600万ルピー（約7.68億円）の予算が計上されている。この事業の概要は各県単位に「農民訓練センター」を、町村単位に「生産演習訓練基地」を設置し、両者をむすびつけるために「巡回技術指導班」を組織するというものであって、本年度は5県にこの組織をもうける計画である。この事業に旧農場を将来どのようにむすびつけていったらよいかという点について、日本側調査団の検討をお願いしたい」という挨拶があった。このインドの新農業政策は、従来米国の援助によりおこなわれてきたパッケージ計画等の農業振興対策の経験から、農業生産の増大には一般農民への農業技術の教育訓練がきわめて重要であることをインド政府が認識した結果であると考えられる。なお、インド政府は1部の関係州がすでに提案した「新技術協力要請案」を全面的に支持するとの発言があった。
8. 調査団は、8月14日より4月6日まで、4旧農場を歴訪し、各農場の技術協力の成果を調査し、また各関係州政府と会談して各農場の成果の相互確認および今後の技術協力について具体的な意見交換をおこなった（付録第3参照）。この間、牧野団長は3月8日に来印してビハール州関係の調査より調査団に参加した。なお、全調査期間を通じて日本大使館および関係日本総領事館よりつねに館員が調査応援のため同行され、インド政府より1名のリエイゾン

オフィサーが随行した。

9. 調査団は、4月7日より4月11日まで、ニューデリーにおいて、インド政府との間に会議をもち、第1次協定にもとづく農業技術協力の全般的な成果の相互確認、旧農場を中心とする将来の農業技術協力の在り方に関する討議、およびこの討議にもとづく新農業技術協力に関する協定草案の作成をおこなった。なお、この日印会議には外務省経済協力局技術協力課伊部事務官が特に参加した。
10. 調査団は、調査に際し、昭和39年12月27日に調印された日印農業技術協力協定（以下「第2次協定」という）にもとづいてインド国内の4地区に設置されている日印模範農場（以下「新農場」という）について、1農場を訪問するとともに、4月9日に日本大使館でひらかれた日本側新農場長会議および4月10日にインド食糧農業省でひらかれた日印合同新農場長会議に出席し、各新農場の成果の検討、本年度の運営に関する討議および第2次協定による協力期間の満了（各新農場別に昭和48年4月から7月までの間に到来する）後の技術協力の在り方に関する意見交換に参加した。
11. 調査団は以上で全日程を完了したので、4月12日にニューデリーを出発し、4月13日東京に帰着、4月19日に海外技術協力事業団において調査報告会をおこなった。

Ⅲ 第 1 次 協 定 の 経 過

12. 模範農場方式による対インド農業技術協力は、前述したごとく、今日までわが国がおこなってきている農業技術協力のなかでもっとも組織的に実施されてきたものであるから、第1次協定の成立から終結にいたるまでの経過を概説しておくこととする。
13. 昭和35年ごろ、ある仏教団体の宗教活動の一環として農業援助をおこなうために渡印していた篤志農村青年たちが、当時の駐印那須大使の後援とウツタルプラダン州サハランプル地区の有志の協力によって、農場の提供をうけ、試験的に日本式稲作をおこなった。この試験的稲作が生産装備の不完全にもかかわらず予期以上の成果をあげたことおよび地元の農業関係者がこの成果を高く評価したことに注目したインド政府は、食糧増産対策の一環として主要稲作州に日本式稲作の模範農場を設置することを計画し、日本政府に農業技術協力をもとめてきた。このため日本政府は山田宗孝（元兵庫県農事試験場長）団長ほか4名の第1次（農業技術協力）調査団を昭和36年春インドに派遣し、インドに日本式稲作の模範農場を設置することの可能性について調査にあたらしめた。
14. 第1次調査団の報告にもとづいてインド政府はあらためて模範農場に関する技術協力を要請してきたので、日本政府は柳田友輔（当時農林省農業振興局参事官）団長ほか3名の第2次調査団を昭和36年晩秋に派遣し、インド側の準備した候補地区について、農場設置の適否、農場および圃場のレイアウトや日本人要員用宿舍等の設計および供与機材の選定等に関する実施調査にあたらしめた。なお、前述したサハランプルにあった篤志農村青年たちは、将来設置されるべき模範農場の要員にあててることを考慮し、昭和36年11月にコロムボ計画（C P）専門家としてとりあつかわれることになった。
15. 日本政府は第2次調査団の報告にもとづいて模範農場の設置に協力することを正式に決定し、インド政府と具体的な交渉をおこなったのち、昭和37年4月28日にニューデリーにおいて、駐印松平大使とインド大蔵次官との間に、「日本式稲作技術の模範演示」および「日本式改良農機具の現地適応試験」を目的とし協力期間を3カ年とする日印模範農場をウエストベンガル州ナディア県、オリッサ州サンバルプール県、ビハール州シヤハバード県およびグジャラート州スラート県に設置すること、および模範農場運営の経営上の責任はイン

ド側が技術上の責任は日本側がそれぞれ分担することを内容とする第1次協定が調印され、即日発効した。

16. 日本政府は、第1次協定にもとづき、旧農場の設置運営のために、1農場につき農場の技術的責任者たる農場理事長1名、栽培担当2名および機械担当1名の計4名、4農場計16名の日本側要員をインドに派遣することになった。この要員たる稲作専門家には、この技術協力の性格上、原則として外国において農業に従事した経験を有する篤農青年をあてることになり、海外技術協力事業団が、農林省および国際農友会の協力をえて、公募選考した。この際、各農場の栽培担当要員2名のうち、1名は前述した在印篤志農村青年を起用することになり、他の12名の要員が日本より派遣された。また、機材供与として1農場あたり925万円、計3,700万円相当の資材がインドに送付された。

17. 各農場の日本人要員は昭和37年6月下旬にそれぞれ所定の農場に赴任した。この時期はインド中北部のモンスーンのはじまりにあたったため、日本人要員たちは現地に到着するやただちに雨季作のための苗代作業にはいらなければならなかった。現地の稲作条件に関する資料はなく、また圃場や宿舍の整備はできておらず、供与機材は未到着というきわめて不利な状態のもとにおかれながら、各農場は全く未知のインドの雨季作をやりとげたのであった。この日本人要員たちの苦労は筆舌につくしがたいものであったが、不満足ながら彼等のあげた第1作の成果は現地の農業関係者に日本の農業技術水準の高さをみとめさせ、また日本人の勤勉さを深く感銘させた。

18. 各農場は、第1年目は未知の条件のもとで日本式稲作を実施したために生じた技術的問題の解決やインド側に協定に定められた諸事項を実行させるために非常に苦勞したが、第2年目には現地の農業条件のきびしさになれてきたことやインド側の農場運営体制も整備されてきたのでおおむね所期の成果をあげうるようになった。このため、第3年目には、インド側の強い要請に応じて現地農業関係者や農民に稲作研修をおこなうようになった。旧農場開設当初は日本式稲作の演示にたいし全く批判的態度をしめしていたインド側が第3年目には積極的に技術研修を要請してきたことは、各農場の成果がいかに立派なものであったかを もっとも良くしめしている。

19. インド政府は第1次協定調印直後より、旧農場が北インドに偏在したため、同種の農場を南インドにも散置協力を要請してきた。日本政府はこれに応ずることとし、新模範農場開設のための予備調査に山田宗孝団長ほか4名の第3次調査団を昭和38年8月に、さらに旧農場の技術指導と新農場の実施調査に城下強（当時国立農事試験場環境部長）団長ほか4名の第4次調査団をそれにひきつづいてインドに派遣した。

20. 第4次調査団はインド政府にたいし第1次協定満了時各旧農場が円滑にインド側にひきつがれるための先方の体制の整備、特にカウンターパート要員の配置やその技術訓練の実施等について勧告をおこなった。インド側はこの勧告の実施につとめる一方、現地農業関係者および農民にたいする技術訓練を正式に実施することを希望し、第1次協定の協力期間の延長を要請してきた。日本政府はこれに応ずることとし、昭和40年8月29日に、ニューデリーにおいて、駐印板垣大使とインド大蔵次官補との間に交換公文がとりかわされ、第1次協定は昭和42年4月22日まで2カ年延長されることになった。

21. これにさきだち、昭和39年12月17日に、ニューデリーにおいて、駐印松平大使とインド大蔵次官との間に、第2次協定が調印され、これにもとづいて南インドに4新農場が昭和40年4月より7月にかけて設置された。この新農場の日本人要員は旧農場と同様な編成により各4名を派遣することとなった。そのうち栽培担当要員の1名には設営をかねて旧農場要員をあてることになり、旧農場にあった篤志農村青年出身専門家がえらばれた。旧農場要員中に生じたこのための欠員と8カ年の契約満期にもなう帰国希望によって生じた欠員を補充するため、海外技術協力事業団により前回と同様にして旧農場要員の公募がおこなわれ、あらたに8名の稲作専門家がインドに派遣された。また、旧農場の残留要員には一時帰国の措置がとられた。このようにして旧農場は昭和40年5月より新陣容をもって新協力段階にはいった。さらに、追加された技術訓練目的に適した機材の追加供与（1,250万円）が実施された。

22. 日本政府は、インド政府の要請に応じて、新旧農場の技術指導にあたらせるため、鈴木新一（四国農業試験場栽培部長）団長ほか4名の第5次調査団を昭和41年新春にインドに派遣した。

23. 旧農場は新技術協力段階にはいつてからは、稲作は1作ごとに着々と成果をたかめ、雨季作では現地の平均収取の3倍程度、乾季作をふくめた通年作では同じく7倍程度の収穫を安定してあげようようになり、技術面では慣行技術より試作技術の段階に発展した。しかしながら、現地農業関係者や農民にたいする技術訓練は、インド側の強い希望にもかかわらず、インドの社会習慣が大きな障害になって、計画どおり実施しえない農場がでた。昭和41年にはいつてからは、各農場は第1次協定済了後のインド側への円滑な引きつぎ、すなわち各農場がインド側職員のみで着実に運営されていくことを期待し、この点に重点をおいた訓練を実施した。
24. 一方、日本政府は、インド側カウンターパート要員の技術訓練を日本においても実施することとし、昭和40年度より毎年度若干名のインド人技術者をCPにより日本に受入れ、長期研修技術研修をうけさせてきた。この研修修了生は帰国後新旧農場のカウンターパートとして活躍し、各農場の成果を高めるのに役立っている。
25. インド政府は、昭和41年11月、旧農場について、第1次協定済了後、あらたな角度からする日本の技術協力をえたいと要請してきた。日本政府はこの要請に対処するために、昭和41年12月、ニューデリー日本大使館において、外務農林両省並びに海外技術協力事業団の技術協力担当者の出席をえて、旧農場長会議を開催し、各農場別にインド側の意向を検討した。この会議においては、インド側の旧農場に関する新しい技術協力要請は州によってこととなり、新協力を明確に要請しているのはウェストベンガル州とグジャラート州であることがあきらかとなった。
26. 日本政府は、この会議の結果にもとづき、旧農場の技術協力の成果を調査するとともに、インド側の新技術協力要請の具体的内容を確認するために、第1次協定済了前に調査団をインドに派遣することに決定した。これにもとづいて今回の牧野団長ほか4名の第6次調査団が派遣されたのである。第6次調査団の行動はこの報告の他の部分でのべられているが、従来よりすすんだ新技術協力への発展の前提となる各旧農場の5カ年にわたる技術協力の成果が、いずれもインド政府および所在州政府より最大の賛辞をもって最高に評価された感謝されたことを特に記しておきたい。

IV 旧農場の成果

27. 調査団は旧農場はいつれも、昭和37年6月より昭和42年4月までの5カ年間にわたって、第1次協定にさだめられた日印模範農場の設置目的にそって、着実に運営され、優秀な成績をおさめて、その使命を完全に達成したことを確認した。すなわち、旧農場設置の中心課題である「日本式稲作の模範演示」について、各農場は反収、作業能率および経済性のいずれの面についても、きわめて高い生産性をしめしていた（その詳細については各農場の定期報告によって既報されているので、ここには省略する）。実際に、調査団の調査時において、各農場はいずれも圃場や農業機械は立派に整備されており、稲や小麦や緑肥作物等は見事な生育ぶりをみせていた。小麦はすでに収穫期にはいていたが、明らかに周囲の現地農民の圃場のそれに数倍する成績をしめし、稲はこのままで推移すればおそらく最高の収穫をあげうるであろうことを予想しうる状態にあった。
28. 調査団が会談した旧農場設置州の各政府およびインド政府の関係者は一様に各農場のこのような成果を高く評価し、その成功をたたえとともに、深く感謝の意を表明した。
29. しかし、各農場は当初からこのような成果をあげてきたわけではない。各農場とも開設当初は農場の諸条件が非常に悪く、特に田面は高低がはなはだしく、稲を均整に栽培することさえも不可能な状態にあった。また、現地の稲作方式や気象、土壌等の栽培条件に関する資料は皆無にひとしかった。それにもかかわらず、日本人要員各位は、現地の稲作条件に関する情報をあつめるいとまもなく、現地に着するやただちにすではじまっていた雨季作にとりかからなければならなかった。このために、初期においては、非常に苦勞をしたにもかかわらず、予期した成績をあげえなかった農場もあった。
30. 旧農場はいずれも、その後圃場の条件を改善し、現地の稲作条件の把握につとめ、それぞれの地方に適した栽培方法を工夫した結果、逐年成績を向上してゆき、後半期には収量の高い能率的な稲作技術を確立し、インドにおいても、やり方によって、現状に数倍する収量をあげうる、しかも安定した稲作をおこないうることを立派に実証した。
31. 各農場における日本式稲作の成功が、現地の農民に大きな影響をあたえたことは事実であ

る。調査団は、それとともに、各農場がインドの稲作を改善するための技術のポイントをあきらかにし、それらの解決方法を実地に具体的に示した功績を特筆したい。それらのなかには、耕地あるいは用排水施設の整備などのように多数の農民の共同とか公共投資とかを必要とするものもある。しかし、各農場は、現地の個々の農民がやる気がありさえすればすぐ実行できる収穫を高めうる技術のポイントをいくつかあきらかにした。このことは、後述するよりに、旧農場を見学しあるいはそこで訓練を受けた農民のなかで、習得した技術を自分の圃場で実行して良い収穫をあげている者がいる、という事実が証明している。技術的には、各農場は現地の慣行技術を改善するための試作技術をほぼ確立しており、経済技術への発展の基盤をかためていた。

3.2. このような技術のポイントの主なものを以下にあげてみよう。これらの多くはわが国の農民にとっては当り前の技術となっている。しかし、インドではこの稲作についてのあたり前の技術が実際にはほとんどおこなわれていない。

a. 1つの田ごとに田面の水平をたもつこと。これは田全体の稲を平等に生育させて収量を高めるための不可欠な基本的条件であって、インドの稲作改善の第1歩として農民に実施させることが必要である。

b. それぞれの地方の気象、土壌、栽培目的といった各種の稲作条件に適応した品種を選択して栽培すること。このために、将来は各地方ごとに既存品種の特性の検定、新品種の育成、系統の選抜、新品種のその地方への適応性の検定等の仕事を州政府がおこなうことが必要である。

c. 苗代のつくり方や苗の育て方を改善して良い苗をつくること。このためには、現在インドで一般におこなわれているばらまきの苗代をやめて、揚げ床式短冊型の苗代をつくり、苗の生育中に苗代のなかにはいって苗の手入ができるようにすることが必要である。

d. 田の耕起のやり方を改善し、特に深くたがやすこと。この点で日本式改良農機具は良い効果を発揮しうる。

e. 苗は垂直に浅くうえること。インドの苗のうえ方は拇指で強くおしとんでいる。このため、苗の根元がおれまがって、その後の稲の生育に悪い影響を与えている。したがって、農民に正しい苗の持ち方や植え方を習得させることが必要である。

f. 水のかけひきを工夫して、少ない水を有効につかうこと。インドの稲作では水は一般に不足がちであるが、用水の豊富な場合でも稲の生育に適した水のつかい方を工夫する

ことが必要である。

g. 緑肥の栽培とその利用を普及するとともに施肥量と施肥方法を改善すること。インドには優良な緑肥作物があるにもかかわらず良く利用されていない。また、少ない化学肥料を有効に利用を工夫することが必要である。

h. 除草方法を改善してその徹底をはかること。除草機の利用は相当な効果をあげている。

1. 病気や害虫の防除につとめること。インドでは病気や害虫は急激に発生し蔓延するから、それらを発生の初期に機を失せず徹底的に防除することが特に重要である。

j. 収穫作業を機械化して作業能率を高めること。

以上の諸点は1つ1つが稲作改善上の重要な技術的ポイントであるが、またそれぞれの間のバランスが良くとれていることが多収穫にはもちろん、大切な毎年の作柄の安定のために特に重要である。

3.3. 各農場は日本が供与した農機具が現地の農業条件のもとで有効に使用できること、すなわちこれらの農機具はいずれも高い能率をあげ、栽培管理上有効な作業を可能にし、今後インドの稲作の改善に必要かつ効果的であることを実証した。なお、自動耕耘機、小型トラクター、防除用機械、収穫用機械はもちろん非常に有効であったが、一方唐箕のような今日日本ではあまり使用されなくなっている農具の利用度が高かった。この事実はみおとされてはならない。

3.4. 自動耕耘機は当初、かわきあがると固くかたまり大きな割目ができるような土壌条件の土地では、はたしてうまく使用できるかどうか心配された。このためにより馬力の強い小型トラクターが一括に供与された。しかし、実際には、各農場では、かわいてかたくかたまった田に全面灌水をおこなない、それから土壌を耕耘機が使用できる程度にかわかして耕耘機を使用するように工夫したため、小型トラクターは耕起にはほとんど使用する必要がなかった。農業機械の使用について、農業機械をその地方の条件に適応するように改善することも大切であるが、このように機械を利用するのに適した条件をつくってゆくことも必要である。

3.5. 改良農機具の導入と利用増進のためには、インドでは、特に農民にたいして、農業機械に関する知識の付与と機械利用の实地訓練をおこなうことが必要である。特に实地訓練にお

いては、運転技術のみならず簡単な修理技術をおしえとむことが必要である。しかしながら、この種の訓練においては、実際には、インドの社会習慣特にカースト制度が大きな障害となった。たとえば、機械の運転と修理とはことなつたカーストの仕事とされているために、修理技術を習得した者はより低い仕事とされている運転に従事することを嫌忌するといった傾向があつた。このことは今後農民訓練を發展させていく場合考慮されるべきことである。

36. 旧農場は後半期に現地の農業関係者や農民に実地訓練をおこなうことを設置目的に追加されたが、日本式の模範演習を主たる目的とした旧農場にこのような訓練をあわせおこなふことは、各農場に多くの困難な問題を発生させた。各農場は経営上独立採算制がとられていたため、インド側より稲作の経済性の向上を強く要求された。このために、模範演習と技術訓練という経済的に相反する業務を同時平行的に実施することは、各農場の日本人要員特に理事長に非常な負担をしいたことになつた。調査団は、この非常に困難な負担を困難な条件のもとでおおむね完全にはたしてきた日本人要員各位の苦心と努力に対し、その労を多とするものである。

37. 元來、農業技術の圃場訓練をおこなうには、そのための専用圃場や施設や専任講師を準備することが必要であり、さらにその訓練効果を高めるには綿密な訓練計画が準備されなければならない。しかるに、各農場は、このような準備体制をととのえることなく、稲作の実地訓練をおこなうことを要求された。そればかりでなく、農場によっては場外一般農家の圃場における実地指導をもおこなつた。さらに、インドの社会習慣では圃場作業は低いカーストの仕事とされている。たとえば、同一のインド人が同一の日本人要員に、彼がネクタイをしめ背広をきているときは敬意をもつてたいするが、彼がはだして圃場のなかにいるときは声もかけない、というのがインドの農村の実態であつた。このためにも日本人要員たちの負担は非常に重いものになつた。

このような不良な訓練条件にもかかわらず、各農場ともおおむね良い訓練成果をあげたが、時には、訓練をうけるインド人の意欲の有無や厚薄、言語の問題等によって、訓練が効果的におこなえず、かえつてトラブルをおこした例もあつたことは遺憾であつた。これらの事実は、日本人専門家による現地農民にたいする農業技術の直接訓練は、特にインドにおいては非常に困難な仕事であることをおしえた。

38. しかしながら、このことはインドにおける農民への技術訓練は一般に不可能にちかいたということを意味するものではない。事実、旧農場のインド人の要員、常雇や臨時の農夫は次第により程度の高い稲作技術を身につけていった。特に常雇農夫は一般に2〜8年で日本人要員の指示だけで各作業を実行できるようになったという事実は農民訓練の将来に希望をいだかせた。

39. オリッサ州サンバルプール県チャクリ農場における農業改良普及員および農民にたいする実地訓練の経験はこの今後のインドにおける農民訓練の在り方について大きな示唆をあたえている。チャクリ農場の実地訓練には2つの特色がみとめられた。第1は、訓練期間を稲の1作期全期間とし、訓練を、(1)苗代、(2)整地と田植、(3)肥培管理、(4)収穫および(5)全期間に関する反省の各段階にわけ、各段階ごとに訓練生を農場に召集し、まずその日の実地訓練に関する学科をおこなったのち、農場要員と一緒に圃場で作業をさせる、という方法をとったことである。第2は、各段階の訓練を現地の農民の同一作業の一般的時期より数日早めて実施し、訓練生が習得した技術をただちに自分の圃場で実行できるようにし、彼等の稲作の生産性を高めさせるようにつとめ、技術を理論と実地の両面から体得させるようにしたことである。調査団は、チャクリ農場は他の旧農場とことなり古い因習の少ない開拓地区にあったとはいえ、この旧農場の訓練方法は、インドのみならず開発途上諸国における、今後の農民訓練の在り方に大きな示唆をあたえるものとして高く評価する。事実、調査団はチャクリ農場のちかくのこの訓練を受けた現地農民の120エーカーの圃場を視察したところ、彼はチャクリ農場に比しさほど見おとりのしない立派な稲をつくっていた。彼は、訓練を受けた技術を自分の圃場で実行してみてもわからない点がでてきたときは何回も農場にでかけていって日本人要員から教示を受けた、とかたり、チャクリ農場の実地訓練の効果を高く評価し、非常に感謝していた。

40. ウェストベンガル州政府は、後述するごとく、そのナディア県ラナガット農場をセンターとし、その下に10衛星農場を設置して、新しい農業普及の事業を開始することを計画し、すでにみずから手で1衛星農場を建設していた。調査団はこの衛星農場を視察したところ、それは旧農場要員がレイアウトをおこなっただけで実地に指導しなかったにもかかわらず、旧農場と同様な立派に整備された圃場を建設していた。このことは旧農場の1つの大きな成果であり、この計画を広げ得る可能性を示している。

- 4 1. 旧農場のやとった農夫たちはいずれも低いカーストに属する農業労働者であった。彼等は一皮旧農場にやとわれて垂直浅植という正しい田植技術を身につけると、つぎの作期には従来より高い賃銀で地主農家にやとわれるようになったという事実がある。このことは今後のインドの農民訓練の在り方に1つの示唆をあたえている。
- 4 2. しかしながら、インドの農村の実力階層である、いいかえれば今日インド農業をしょってたっている、15—20エーカー以上の耕地を経営する農民たちは、インドの社会習慣によって、一般にみずから圃場にはいって実地訓練をうけることを嫌忌または拒否した。この傾向は農民への技術指導に直接従事する農業改良普及員等の中初級技術者にも強くみられた。このことはインドにおける農業技術の停滞の重要な1因としてあげることができるが、旧農場がすぐれた稲作を演示し困難な実地訓練を誠実に実施しながら一般に現地の農民の稲作とは関係のうすい孤立した農場となりがちであったという傾向の1因ともなった。このような圃場作業を蔑視する農業技術者や中堅農民たちにいかにして効果のある実地訓練をおこなうかということは、今後のインドの農民訓練の成否を決定する重要なポイントである。
- 4 3. 旧農場は小麦作や緑肥作についても、もちろん稲作におけると同様な立派な成果をあげていた。さらに、日本人要員が自家用としておこなった野菜作が稲作におとらず、時には稲作以上に、現地の農業関係者や農民の関心をあつめたという事実がある。このことは今後の農業技術センター方式による技術協力において特に注目すべきことである。
- 4 4. グジャラート州スラート県ビイヤラ農場では、日本人要員の住宅の裏庭が用水路をへだてて圃場に面していたので、各要員が自家用として栽培した各種の野菜が立派に生育して豊富な生産をあげている状況が外部からよくみえた。このために、稲作を見学にくる者とはほぼ同数の多くの現地の人々がこの野菜作を見学するために農場を来訪していた。このことは日本人要員は稲作や麦作のみならず野菜作にも、すなわち作物の栽培については全般にわたって高い技術水準をもっていることをインド人に十分に認識させた。このようなことは、どの旧農場でもみられたが、いずれも旧農場は政府の支援をうけて農業機械や肥料などの資材を豊富に供給されているのであるから立派な収穫をあげられるのは当然である。という現地農民の間のあやまった認識を是正し、旧農場にたいする評価やその技術訓練の効果を高めるうえで非常に役立った。このことは今後の農業技術協力に大きな示唆をあたえている。

45. 日本人要員たちの日常生活もまた現地の人々に良い影響をあたえた。滞在期間が短かくかざられていながら、住宅の前庭に花をつくり、その花を活花にしてあるいは手づくりの人形でせまい部屋を住み心持よくかざる。このような生活態度は多くのインドの人に日本人の正しい健全な姿をみとめさせるうえに大いに役立った。ビハール州ジャハバード県アラール農場の日本人要員の家族たちが、活花や人形作りで同州の日印協会の活動をたすけた功績は立派な成果をあげた農場の功績の1つとしてかぞえられるべきである。
46. 調査団は、出発前に各旧農場についていろいろな評判をきかされていたが、5カ年間にわたる旧農場の成果を評価するにあたって特に留意したことは、模範農場をそのあたえられた使命にもとづいて正しく評価する、ということであった。調査をおわった今日、調査団は今後この種の技術協力センターを視察する者は、それが本来もつべき機能の範囲をこえた期待をもち、そのような観点からそのセンターの成果を云々することは誤りであり厳に慎むべきである、ということを特に強調したい。
47. 最後に、4つの日印模範農場がこのように立派な成果をそろっておさめえたのは、インドの農村のはげしいしかも不良な自然条件と日本とはあまりにもかけはなれているその社会風俗習慣のもとにあつて、目的達成のため日夜はげまされた日本人要員とその家族の方々の並々ならぬ情熱と労苦と努力の賜物によるものであることを報告しなければならない。調査団は日本人要員諸氏とその家族の方々に深い敬意と心からの謝意を表す。

V 各州政府の将来の技術協力に関する意見

48. 調査団は、各旧農場の成果調査終了後、当該州政府関係者と会談し、所在旧農場の技術協力の評価について相互確認をおこなうとともに、旧農場を中心とする将来の技術協力の在り方について意見交換をおこなった（各会談の要録付録を参照されたい）。
49. 調査団は、各州政府との将来の技術協力に関する意見交換において、出発前に農林省より指示された「在インド農業センターの存続に関する基本方針について」にもとづいて、日本側の意向を下記のごとく表明した。
- a. 旧農場はその設置目的を立派に完遂しつつあることが日印、相方によって確認されたので、第1次協定による技術協力は協定期間の満了とともに終結することとしたい。
 - b. 日本側は、インド側が旧農場を中心とする新しい技術協力について計画を有しているならば、ひきつづき新しい協力をおこなう用意がある。
 - c. 日本側は、新しい技術協力としては、旧農場が(1)インド国内における農業技術改善のための実用試験、(2)インド側の農業指導にあたる技術者にたいする技術訓練、および(3)農業生産の増加と改良農具の利用のための実験演示を目的とする農業技術センターとして、インド側が全責任をもって設置運営するものとし、日本側はそのインド側の事業の実施に必要な助言要員の派遣と機材の供与をおこなう、という方式を考慮している。
50. 各州政府は、この日本側の意見にたいし、それぞれ異なる各州の農業技術指導計画とそれに関する技術協力に関する要望を表明した。各州政府の意見のうち技術的事項とこれに関する調査団の意見を要約すると以下のとおりである。
51. グジャラート州政府は同州スラート県ビヤラ模範農場に明してつぎのごとき計画と要望を表明し、日本の技術協力を強く要望した。
- a. 旧農場の今後の運営に関しては日本側の提案とはほぼ同様な計画を立案中である。
 - b. ただし、技術訓練の対象に農業改良普及員等の指導者のほかに農民を加えたい。
 - c. 旧農場には今後は隣接する州立農事試験場と共同して稲の品種改良をも実施させたいので、稲の品種改良に関し助言活動をおこなう専門技術者を派遣されたい。

5 2. この先方の意見にたいする調査団の意見はつぎのとおりである。

a. 日本人専門家が現地農民に直接技術訓練をおこなうことは、旧農場における経験から非常に困難であると考えられるので、賛成できない（このことは先方に表明した）。今日グ州の農業改良普及員は専門別業務分担がなく1種の農村指導者として主として事務的業務に従事しており、農業技術普及員とはみられない。先方は現在の普及員を農業技術センターにあつめて技術訓練をおこなうことはきわめて困難であることを自らみとめており、その代わりに若い指導的農民に技術訓練をおこなうことを考えているようである。

b. 品種改良をおこないたいという先方の意見は、第5次調査団の勧告によるものとおもわれるが、非常に強いものであった。調査団は長年月を必要とする新品種の育成に早くからとりかかりたいという熱意はわかるが、今日グ州にはそのために必要な整備された圃場や熟練技術者や育種組織がないので、品種改良を効果的におこなうことは非常に困難であると考えられる。

c. グ州の農業生産を増大するためには、第1に農業技術指導組織を強化すること、第2に農民に指導する技術ソースをゆたかにすることが必要であることを指摘したところ、先方も同感の意を表明した。先方は第1の点にはわかに実施できないから、第2を日本人専門家の協力をえて充実し、あわせて農民への直接訓練をおこなってもらいたいとかさねて要望した。しかし、中堅農民が自ら田へはいろいろとしない傾向の特に強いグ州では、訓練すべき農民の選定方法や訓練方法を事前に十分に検討することが特に必要であることを指摘しておいた。

d. 先方は州立農事試験場の試験研究についても技術協力をえたいという要望があるように察知された。しかし、これにたいする協力は、農業技術センターにたいする協力とは別個にとりあつかるべきであると考えられる。

5 3. オリッサ州政府は同州サンバルプール県チャクリ模範農場に関する将来の技術協力について、インド中央政府からの督促にもかかわらず、何等意向表明をおこなっていなかったため調査団は技術協力継続の要請はないと考えていたが、先方は調査団との会談時にわかつてのどとき農場計画と協力要望をもちだしてきた。

a. 旧農場は隣接の州立灌漑試験場に合併し、圃場面積を拡大し、オ州政府の責任で実用試験、農民訓練および灌漑栽培研究をおこなうことにする。

b. このうち灌漑栽培研究に関する助言活動をおこなう専門技術者と同試験場における農業

機械の利用改善のための専門家について日本の技術協力を要望したい。なお、これらの日本人要員は同州南部に州政府が新たに設置を計画している模範農場の指導にあたってもらいたい。

54. 先方の意見は、上述のごとく、事前に表明されていなかったため、調査団としては単に意見聴取の程度にとどめざるをえなかった。なお、後にインド政府との最終会談においても、このオ州の計画と要望はインド政府からはとりあげられなかった。しかしながら、旧農場の所在するサンバルプール県は、この県を包括する農村開発計画事務所（IADP、いわゆるパッケージ計画事務所）が活発に活動し相当の成績をあげていること、またこの県の農業指導者や農民は新技術の導入に積極的で旧農場と現地農民とのむすびつきが良好であり旧農場の成果が改良インド稲作法としてすでに農民の間に浸透しつつあったことを考慮すると、日本側の提案による新技術協力がおこなわれれば、非常に効果があることが予想される。
55. ウェストベンガル州政府は同州ナディア県ラナガット模範農場についてつぎのごとき計画と要望を表明した。先方は同州の農業普及計画は日本側の提案には併合致するとして強く協力を要請した。
- a. 同州の新農業普及計画は、旧農場を農業技術センターに改組し、その下部機構として州内の各県にそれぞれ1場ずつ計10場の衛星模範農場を配置し、センターで開発された改良稲作法をこれらの衛星農場で再現して農民に急速に普及させようというものである。
 - b. 農業技術センターに4名の稲作専門家とさらに10衛星農場の指導に専念する2名の専門技術者、およびセンターと衛星農場の運営に必要な機材につき日本の技術協力を要請したい。
56. この先方の意見にたいする調査団の見解はつぎのとおりである。
- a. 先方の農業普及計画の意図はよくわかるが、その実現については相当の問題がある。たとえば、10衛星農場について、第1にその運営にあたるインド人要員の用意、第2に模範農場たるにふさわしい圃場の整備、第3に農圃設置地区の稲作条件に関する資料の集約分析等の基本的問題がよく解決されているかどうかを慎重に検討する必要がある。
 - b. 10衛星農場の指導にあたる専門技術者がセンターに駐在し各農場を巡回指導することは物理的に非常に困難である。先方の要望に応じて活動すれば、技術者はただちに過重労働でたおれる危険がある。

c. 改良稲作法を農民に急速に普及させるためには模範農場方式は決して良策ではない。

本来、この種の技術普及には農家の圃場またはそれに近い条件の圃場をつかって栽培演示することが正しい。農民は一般に政府の農場で立派な成果をあげた稲作技術は政府の専門家が農家ではととのえられないような栽培条件のもとでおこなったものであるから、農家にはおこなえないものである、と考える傾向がある。この傾向は日本でもみられるが、調査団の現地調査時にインドでもはっきりとみられた。政府の農場で収穫の高いことを実証した技術がそのままだちに農家にうけいられることは少ないということをわすれてはならない。

d. したがって、10衛星農場を設置するとしても、十分な施設と管理が可能な範囲内で年次的に計画的に設置すべきであるし、それとともに農家の圃場をつかう栽培演示方法を有効に利用することを十分に検討すべきであろう。

57. ビハール州政府は同州シヤハバード県アラー模範農場に関する将来の技術協力について、オリッサ州と同様、インド政府からの再三の督促にもかかわらず、何等意向表明をおこなっていない。日本側としては、同州がインドにおいてもっともはなはだしい旱害をうけ深刻な飢饉におそわれている実情にかんがみ、技術協力を継続すべく配慮していたが、調査団との会談においても、旧農場にたいする従来どおりの技術協力の継続とあらたに他の地区に旧農場と同様な模範農場を設置することについて協力を要請してきただけで、発展的な計画も要望も提案しなかった。

58. 調査団としては先方がこのような状態であるために先方の意見にたいする見解をしめすことはできない。ビハール州の連年凶作とそれによる飢饉はたしかに深刻なものである。しかし、それがほとんど天災に由来するものとは考えられない。たとえば、この旧農場に隣接して州立採種場、州立農業高等学校およびIADPが設置されている。調査団が旧農場を訪問したときは、丁度この地方の麦秋であったが、旧農場の小麦作が立派なみのりをしめしているのにたいし、それと農道をへだててとなりあっている州立採種場と農業高校の圃場の小麦作はおそらく収量は1/2以下であったであろうし、IADPはオリッサ州のそれが活動していたのにたいしまことに静寂であった。したがって、ビハール州にたいして将来あらたに技術協力をおこなう場合には、特に先方の提案にたいする十分な検討とさらに十分な準備が必要であろう。

59. 各州農場は、5年間にわたって第1次協定の目的にそって運営され、それぞれ立派な成果をおさめ、いずれも日本側が提案した新しい技術協力方式の拠点たるにふさわしい条件を十分にととのえていた。しかし、各州政府の新技术協力にたいする態度はいちじるしくちがっていた。少なくとも新しい技術協力を要請してきている旧農場所在州政府についてはできるだけ早く新協定をむすび、それによる新しい技術協力をはじめべきであろう。それについて、特に一言しておきたいことは日本が派遣する専門家についてである。派遣すべき専門家はもちろん技術水準が高くなくてはならないが、特に実技にくわしく、実地指導ができ、技術普及や訓練の方法にも精通していることが必要である。このような技術者を選ぶことは容易なことではないが、技術協力の成否はいうまでもなく、それに従事する者が技術のみならず人間としても適しているかどうかということにかかっているということを決して軽視してはならない。このことを、調査団は今回の調査を通じて特に痛切に感じた。

VI 新技術協力に関する日印会議

60. 第1次協定の期間満了に伴う各旧農場の成果にたいする日印両国の評価の相互確認と新技術協力の在り方に関する両国間の原則的理解のための日印会議は、4月7日および10日の両日、ニューデリーのインド食糧農業省会議室において、同省マトクール次官補を座長として開かれた。
61. 4月7日の日印会議には、日本側は牧野副長を主席として中尾、三木、杉山および松永の各団員、外務省伊部事務官、在印大使館大坂参事官および鈴木書記官、在カルカッタ総領事館嶋原領事、在ボンベイ総領事館岡田領事、およびO.T.C.A在印事務所八坂所長の11名が出席し、インド側は食糧農業省マトクール次官補、レディー農業局長、バルア農業普及局長ほか関係官、大蔵省外国援助関係官、および旧農場所在州の州政府関係官等20名余が出席した。
62. 会議の冒頭、マトクール次官補はインド側を代表して旧農場の5カ年にわたる農業技術協力の成果について最高級の言葉をもって賞讃しかつ感謝をのべた。これにたいし、わが方は、インド側の旧農場にたいする評価を感謝するとともにわが方もまた同じ評価をしている旨をのべ、旧農場が輝しい成果をおさめたことに同慶の意を表した。
63. ついで、わが方より、第1次協定による農業技術協力は十分に所期の目的を達成したことが日印両国間で確認されたので、わが国としては新しい農業技術協力段階にはிரいたいことをのべ、ついてはすでにわが国よりインド側に提示してある新農業技術協力協定草案によって討議をすすめたい旨を表明したところ、インド側はこの提案を了承した。
64. さらに、わが方は、今後の農業技術協力方式として、原則としてインド稲作の経済技術の実用試験を含むインド側の農業普及事業にたいする助言活動を行ないたいこと、インド側がこの提案をうけいれるならば日本側は新技術協力は1期3カ年として2期6カ年にわたり所要の助言要員の派遣と機材の供与を計画的に実施する用意のあることを表明した。
65. これにたいし、インド側は、インド政府は農業の発展状況にかんがみ、3月11日の調査

案したにすぎないため、わが方としては新技術協力を行ない難い旨を指摘した。なお、オリッサ州政府代表はあらためて新技術協力要請を行ないたい旨を発言したが、インド政府はこれを取上げなかった。

71. インド側は、上記の合意に達しなかった諸点およびインド側内部においてさらに協議を要する点もあることを理由に、4月10日に日印会議を再開することとし同日の会議を閉会したいことおよび次回会議までに日本側の新協定草案にたいするインド側の修正案を提出することを提案したので、わが方もそれを了承し、この日の会議は散会した。

72. 4月9日午前、在印大使館において、佐伯公使司会のもとに、4月7日の日印会議の討議に関連して日本側の打合せ会が開かれ、わが方は対処方針の趣旨を堅持すべきことが確認された。しかし、対処方針中「旧農場の理事長を新技術協力開始まで単独残留せしめて旧農場の管理運営に協力せしめる」という方針は、下記の理由により意義は少ないものと認められるので、旧農場の日本側委員は全員を第1次協定の期間満了後各人の帰国準備とこの次第帰国せしめるよう変更すべきことに意見の一致をみた。調査団はこの旨を本国に意見具申するとともに所望の手续をとった。この方針変更の理由はつぎのとおりである。

- a. 従来の経験よりインド側との間に新技術協力協定が締結されるまでには相当の期間、おそらく6カ月程度を要することが予想されるにいたったこと、
- b. 旧農場の中には辺地に所在するため残留者の保護に万全を期し難いという意見が在印総領事館より具申されたこと。

また、調査の結果

- c. 旧農場の全面管理は理事長のみでは非常に困難であること、
- d. 旧農場の圃場管理は技術的には州政府にまかしうること、
- e. 旧農場の農業機械類はいずれも導入後相当年月が経過しており、相当損耗していること等が明らかになったこと。

78. 4月10日午後、前回と同じ場所において、前回同様マトクール次官補を座長として、日印会議が再開された。出席者は、日本側は前回の鶴原領事に代って在マドラス総領事館吉田領事が加わった11名であり、インド側は前回の出席者の1部が欠席した代りに新農場所在州政府の代表が加わり約20名であった。

74. これよりさき、わが方は同日午前インド側より提出された新技術協力協定草案修正案を検討し、あらためて日本側修正案を作成していた。会議再開の冒頭、わが方はこの日本側修正案を提示し、これにより討議を行なうことを提案したところ、インド側はこれに同意した。
75. インド側は、前回同様、わが方の派遣する助言要員にたいするアグレマン的措置を要求してきたが、わが方は前回にあげた理由のほか技術協力協定にこのような前例のないことを指摘してこの要求を強く拒否した。インド側は相当しつとく要求を繰返したが、結局、助言要員に関する資格要件をすみやかにわが方に提示し、わが方の善処方を期待する旨を表明して、この要求を撤回した。
76. わが方は、日本側助言要員のインドにおける身分および機能を協定上に明記することを要求したので、インド側のこれに関する提案をもとりいれて、関係条項を日本側修正案どおり草案第2条より第6条にうつして明定することに合意された。
77. インド側は、日本側の資機材の供与に関し、あらためて日印の農業普及センター関係者の協議にもとづいて適時行なわれるべきものとしたい、と要求してきた。わが方は日本の予算制度を説明してこの要求を拒否した。この結果、所要資機材の供与は新協定にもとづいてたてられる各農業普及センターの技術協力計画によって実施される、という趣旨で合意に達した。この点については後述する所感の部で再述するが、わが国が今後有効な農業技術協力を行なうためには是非改善しなければならない重要な問題である。
78. インド側は、グジャラート州政府およびウェストベンガル州政府の新技術協力要請を支持する旨を表明するとともに、ビハール州が目下連年凶作により飢饉にある事実を理由に、同州を新技術協力の対象州に取上げるように要求した。わが方は前日と同様の理由をのべ、わが方はビハール州の実情をよく認識しており、何とか新技術協力を行ないたいと考えているが、同州政府が具体的な計画をもっていないために、協力のしようがないことを説明した。インド側はなお強硬にビハール州への協力要請を繰返し、相当はげしいやりとりがあったが結局わが方の主張を認めた。わが方は、日本側はビハール州への技術協力を単純に拒否しているのではなく、同州政府が具体的な農業普及事業計画を提示してくれば、いつでも積極

的に協力に応ずる用意のあることを表明した。インド側は、このわが方の態度により、ビハール州については早急に新技術協力要請を作成せしめることとし、あらためてインド政府として協力要請を行なうことを保留し、さらにオリッサ州についても同様に措置することあるべき旨を付言した。

79. 結論的には、日印新農業技術協力協定草案は、わが方が4月10日午後の再開、日印会議で提案した修正案について、若干の修辭上の改訂を行なったのみで、相方とも事務ベースでは合意に達したことを相互に確認し、今後は相方とも自国政府による検討をへて早急に協定案を作成し、相互に持寄って再交渉を行ない、できるだけ早く成案をえて協定締結にいたるべきことを希望する旨を相互に確認した。この合意された新協定草案は付録に示した。

80. 日印会議閉会に際し、わが方は、今後は農業普及センターのインド側要員のCPによる日本における技術研修を拡充するほか、インド政府および関係州政府の関係高級職員のCPによる日本における短期研修を実施する用意がある旨をのべたところ、先方は謝意を表明した。

81. また、わが方は、明年期間満了になる第2次協定による新農場に関する今後の技術協力も旧農場の場合と同様に措置したい旨をのべたところ、インド側は謝意を表明した。

Ⅶ 新農場に関する日印合同委員会

- 8.2. 調査団は、4月10日午前、インド食糧農業省において開催された、第2次協定にもとづいてマハラシュトラ州コボリ県、マイソール州マンディア県、ケララ州チェンマガナード県およびマンドラプラデシュ州パバトラ県に設置運営されている4新農場の成果と運営に関する日印合同委員会に出席した。委員会は、日本側は牧野副長、杉山副員、伊部事務官、各新農場理事長、在印公官関係者が、インド側は食糧農業省および新農場所在州関係者が参集し、バルア農業普及局長が座長をつとめた。
- 8.3. これにさきだち、日本側は、4月9日午後、在印大使館に関係者が参集し検討会を開いた。この結果、新農場もまた旧農場と同様な不利不長な農業条件に苦勞しているが、旧農場における3～5カ年の経験を生かしつつ各農場の日本側要員が努力した結果、おおむね所期の成果をあげつつあり、明年の協定期間満了時までにはいずれも第2次協定の目的を達成しうることが確認された。また、調査団より「在インド農業センターの存続に関する基本方針について、説明し、関係者の意見を徴したところ、全員これに賛成した。なお、新農場理事長より今年秋に技術指導を兼ねて調査団を派遣されたい旨強く要望された。
- 8.4. 日印合同委員会において、わが方は、新農場はいずれも順調に運営されつつあり、明年の第2次協定満了時には十分に所期の成果をあげうることを期待しうる状態にあると考えたと意見をのべたところ、インド側もこの見解に同意した。ついで、わが方より本年9～10月に、新農場に関する技術的アフターケアと成果の評価を行なうために調査団を派遣する用意がある旨をのべたところ、インド側は同調査団の来印を歓迎すると答えた。
- 8.5. 調査団は、新農場は第2次協定満了時には所期の目的を達成しうるということが日印両国間で確認されたので、日本はインド政府が希望するならば、新農場についても旧農場の場合と同様、新農業技術協力協定による新協力段階にはいる準備をする用意がある旨をのべたところ、インド側はこれに謝意を表するとともに、今秋の調査団来印前に各州政府からの新技術協力要請をとりまとめておくことを約束した。
- 8.6. ついで、各新農場別に成果の確認と今年度の運営に関する討議が行なわれた。この討議

において、州によっては新農場の成果の経済性の評価について日印両要員間の連絡が必ずしも円滑にいていないことおよび農場運営に関する日印間の約束を守っていない州政府のありと等が明らかになった。このため、調査団は日印合同委員の閉会にあたって、特に次の8点をインド側に強く要請した。

- a 第5次調査団（昭和41年春派遣）の来印時に各州政府が新農場の運営に関して約束した事項、特に農場施設の整備とインド側要員の充足とを早急に実施すること。
- b 日本側要員の保健に関し緊急時には民間医療施設を利用することを各州政府に公認するよう指示すること。
- c インド政府に提出する業務報告の内容は日印両要員間で十分に検討を行なうべきこと。

VIII 新農業技術協力への意見

87. 新農業技術協力を行なうに当って、新旧両農場における経験は一般的に下記の諸点に留意すべきことをおしえている。

- a インドの農業行政は、同国憲法により、具体的政策の立案実施は各州政府の権限に属し、インド政府は各州の農業行政にたいする勧告および助成の権限しか有さない、ということ。
- b インドは言語習俗が、時には種族が、相当異なる多数の州—それぞれの州は日本の感覚で見ると全く異なった国々ともみてもよいほどである—より成る連邦である、ということ。
- c インドには、州により、時には州内の地区により、強弱の差はみられるが、大別すると4階級、組別すると百以上の階級、すなわちカーストが存在し、労働は一般に下位カーストの行なうものとされており、またより上位カーストはより下位カーストのものとして行なう労働に従事することおよび異なるカーストが一緒に同一の労働に従事することを嫌忌する、ということ。
- d インド人は一般に従前は理想主義的であるが振舞は実利を重視する現実主義者である、ということ。このために、インドでは一般に実技者であるよりも理論家であることが尊重される、ということ。
- e インドを1つの独立国として維持している1つの絆とされているヒンズー教の教義によれば、優者が劣者に施与することは本人の来世の栄光を求めるための当然の行為とされているため、劣者は優者に施与の機会を与える立場にあるから優者の施与に感謝する必要はないとされている、ということ。

88. 上記aとbとは、インドにたいする農業技術協力は「政府間協定」のみでは効果的に行なうことはできない、ということを示している。このことは、同じ第1次協定による各旧農場の運営の実際および成果の現れ方やそれに対する各州政府の反応の間に非常に大きな差がみられたという事実によって理解できるであろう。したがって、将来の新農業技術協力に当っては、まず在印大使館とインド政府との間で協力の目的、協力対象州、農業技術センターの設置運営の責任、日本人要員の処遇、資機材の供与等の共通的基本事項に関して協定を結び、ついで協力対象州に関係ある在印総領事館と当該州政府との間で協力実施に必要な個別的基本事項に関し、前記協定の適用に関するものとして、覚書を交換する等の措置を講ずることが必要である。このことは、オリッサ州、ウエストベンガル州およびビハール州の各

州 州政府が今日は国民会議派によるインド政府に反対する反国民会議派諸党の連合政府であるという事実から特に重要である。

89. 上記のUとdとは、インドにおいては日本式農業技術指導、すなわち理論と実技とを組合わせた技術指導あるいは指導者の卒先垂範的指導は非常に困難である、ということを示している。旧農場の多くは、新農場の多くでも同様であるが、特にインド人の農業指導者や指導的農民にたいする稲作実技訓練において、彼等を圃場にいれ実習させることに最も困難している。甚しい場合には訓練生の拒否により訓練が実施できなかったという事例も少なくない。これは農民は下級カーストに属するとされているからである。実際に、旧農場の日本人要員たちは、理事長といえども、彼等が背広を着ているときはむしろ敬意をもって近づきたがるインド人が、彼等が作業衣を着て圃場で作業しているときは、同一人でありながら言葉をかわしたがるという実態に遭遇しており、また日本人要員はすべて専門家であり、各農場はともに立派な成果をあげたにもかかわらず、インド側は、英語による理論の説明を十分に行なえなかったこともあるが、日本人要員は理事長といえども圃場作業に従事するのみで、彼等は本国では低い農民カーストに属するのだとみなした傾向がある。さらに、インド側の要員は、彼等の能力が不十分なこともあるが、ほとんど農場の事務的業務に専念するので、農業機械の操作を主として常備農夫 — 彼等は農民よりカーストの低い農業労働者であった — に直接おしえざるを得なかったこと、しかも常備農夫に機械操作および小修理に必要な機械的知識をおしえると彼等はよりカーストの高い機械工になったと自負しより低いカーストに属する機械操作を嫌忌するようになったこともある。

60. これらのインド特有の社会習俗に原因する数多くの困難は、それらに耐えしので優れた成果をあげた各旧農場の日本人要員の優秀さと筆舌につくし難い苦勞を裏書するものであるが、将来の農業技術協力においては、日本人要員による農民にたいする直接技術指導は行なうべきではない、ということを示している。将来の農業技術協力はインド側の立案する農業普及プロジェクトにたいする助言活動を目的することになっているが、日本人要員の派遣については農林省の決定した「在インド農業センターの存続に関する基本方針について」にもとづいて行なうべきであるが、さらに、農業普及センターに駐在する要員については、主としてインド側の農業普及プロジェクトにたいする助言やインド人中堅技術者の養成訓練等に当る要員と、主として圃場における実用技術の開発試験に当る要員とを組合わせて派遣す

るほか、これら要員の助手として海外青年協力隊員を活用することを考慮すべきである。

9 1. 上記の0の経験は、技術協力は先方からの直接的感謝を期待して行なうべきものではないという原則はインドについては特に正しいということを示している。調査団はインド政府および関係州政府から旧農場による農業技術協力について最高級の謝辞をうけたのは、各農場の立派な成果によるものではあるが、国際的な会合におけるものとしては当然のことであるといえる。各旧農場要員は、彼等の非常な献身的努力によってきずきあげた人間関係の絆による場合は別として、あるいは国際的準備を身につけた上級インド人から示された場合を除き、公的にも私的にも感謝された事例ははなはだ少なかったようである。しかも、実利主義のインド人には、一般に、日本（優者）の農業技術協力（協与）は感謝の対象としてよりも、その不十分さに不満をいだくべき対象としてうけとられている傾向がみられた。このことは、インドでは、日本では美德とされている謙譲は少なくとも美德とはされていないということの意味している。このような事実は今後の農業技術協力において関係者が常に心に留めておくべきことである。

9 2. 第1次協定による、あるいは第2次協定による、農業技術協力は、極めて不完全なまた小規模なものではあるが、1種のインド政府の農業開発プロジェクトにたいするチーム方式による技術協力であるとみることができる。この種の協力においては、協力チームの和がきわめて重要である。前項のインド側の各旧農場の成果にたいする反応ぶりをみると、チームの和がより良くとれていた旧農場ほど先方の反応が著しかったことは事実である。したがって、チーム方式による農業技術協力を行なうに当っては、チーム要員個々の選定も重要であるが、同時にチームの融和を重視し、チームを派遣する前に十分な時間をあたえ、事前準備とチームの和の整調を行なわすことが必要である。

9 3. 農業技術協力は計画的に相当長期にわたって継続実施しなければ効果をあげ得ない。一方、温帯育ちの日本人が熱帯農業に従事することには精神的および肉体的に期間的限界がある。したがって、今後熱帯諸国における農業技術協力に従事する要員の従事期間は3カ年を原則とすべきである。また、農業技術協力は現地の農業諸条件に適応させて漸進的に技術改善が進展するように行なわれるべきであるが、このことは現地に同化しなければ協力の効果をあげ得ないということではない。むしろ現地の農村や農民に同化することはかえっ

て農業技術協力の障害となる場合が少なくない。したがって、今後同一要員を同一国への農業技術協力に継続して派遣することが妥当であると考えられる場合であっても、3年を経過したら少なくとも半年以上の帰国休暇をあたえ、しかも同一現地への再派遣はさけるべきである。特に、社会習俗がわが国と全く異なるインドについては、前項のチーム編成とも関連があるが、チーム要員の在印年限の不揃いが良い効果をあげている反面チームの和を欠く原因となって協力効果を低めている事例があることは、今後の協力に当って十分注意すべきである。

94. 農業技術協力において派遣要員の選定は非常に重要なことであり、チーム方式による場合は特に重視すべきである。要員の選定に当っては、協力対象分野に関する技術知識および健康が重視されるが、特にチーム方式をとる場合は人格の適性が慎重に考慮されなければならない。さらに、開発途上国の発展にたいする情熱の厚薄も大切であり、少なくとも「出稼根性」は絶対にさけるべきである。新旧両農場を通じ、人格的不適性や情熱の不足によりチームの融和あるいはインド側との協調をかき、協力の成果を低めている場合がみられ、このためにインド政府より今後の農業技術協力に当り日本側の派遣要員について1種のアグレマンを要求される結果をまねいたことは遺憾であった。今後の日本側の派遣要員の選定に当っては、技術水準の高い専門家であることはもちろん、特に実技にくわしく、実地指導ができ、技術普及や訓練の方法にも精通している者を少なくともチームの責任者として選ぶべきである。

95. なお、インド側は新農業技術協力に関して各田農場を通じて農業機械の操作および修理のできる専門家の派遣を希望し、また一般にわが方の中級技術者または農家の派遣を希望している傾向がみえた。これは、インド側としてはわが国の派遣要員を助言者としてではなく先方に不足している中級技術者の補充として指揮掌握したという考え方をもっていることを示している。とみることもできる。この点も今後の農業技術協力に当って常に留意すべきことである。

96. 旧農場を農業普及センターとして活用する場合、1つの大きな問題は日本人要員用の宿舍の不良である。旧農場の日本人宿舍は、州により若干の差はあるが、派遣要員が篤農家を主体とする理由で、先方の中流農家並の建物として建設されたこともあって、はなはだ居住条

件が不良である。新農場の場合は、旧農場の経験によりほぼ適当と思われる建物が建設されている。新農業技術協力に当っては、少なくとも新農場並の日本人要員の宿舍の建設を先方に要求することが必要である。

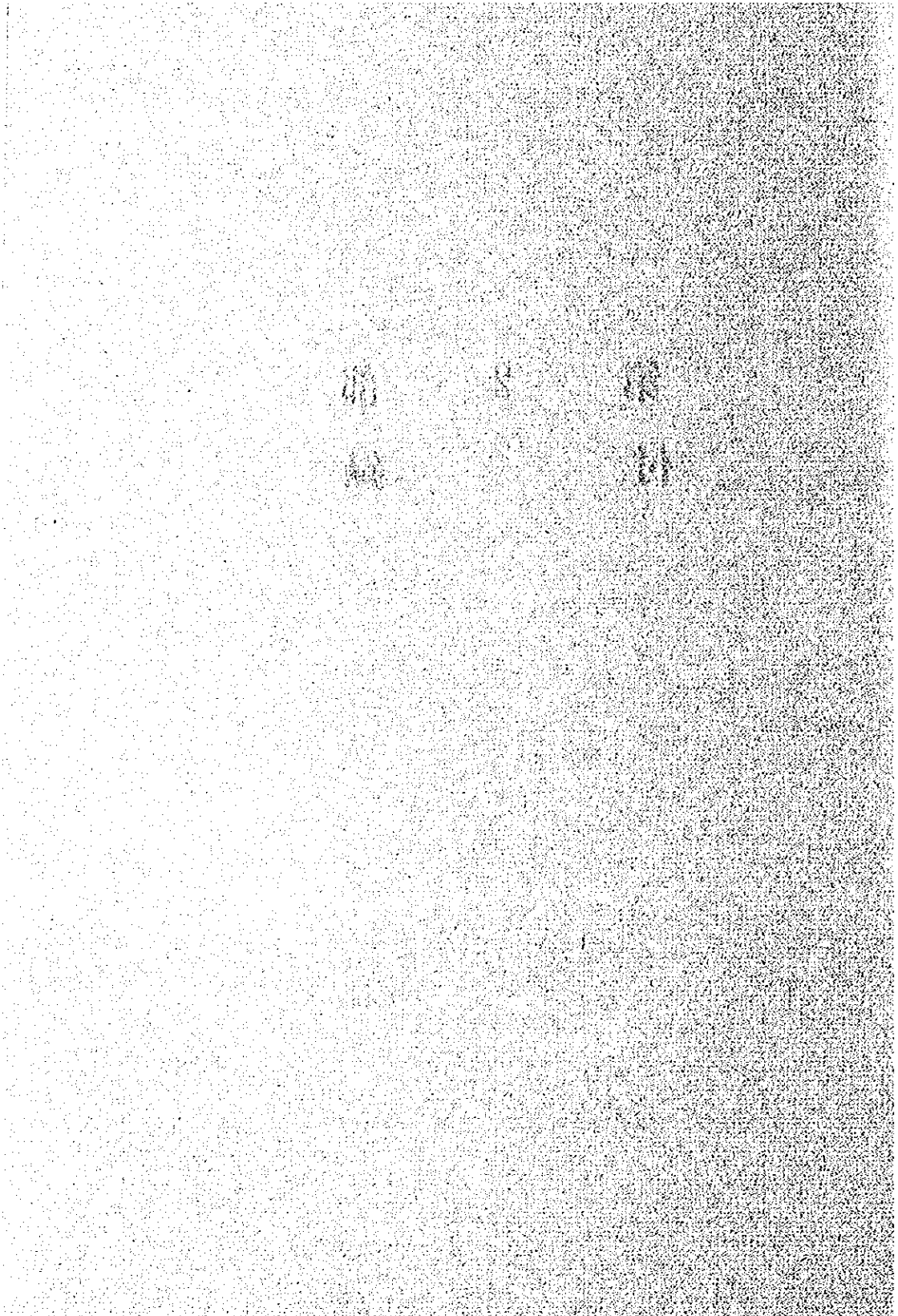
9.7. 新農業技術協力に関する資機材の供与については従来とは全く異なる方式がとられることが絶対に必要である。従来、技術センター方式による技術協力に関する資機材供与は協力開始当初だけ行なわれてきた。この供与方式は長期継続を必要とする農業技術協力には甚だ都合の悪い方式である。たとえば、農業機械類は調査団の報告により選定されているが、短期間の調査では真に適切な機械類を選定する資料をととのえることは困難であり、いさおいある程度の見越し供与が行なわれている。また、供与機械は日本で開発されたものであるから、現地で使用した場合往々日本では経験もまた予想すらもしなかった故障が発生することがある。調査団は、各旧農場の農具舎において、農場開設当時供与されたまま一度も使用されたことのない機材が当時の梱包のまま相当数保管されているのを、また思いがけない部品または部分の故障が発生したが現地でその修理補充ができないために活用されずに格納されているのを必ずみた。また、肥料や農薬等の備給は開設当初に3年分が一度に供与されたため、主として烈しいインドの気象条件により効力が減減したということであった。したがって、今後の農業技術協力に当っては、協力開始前にその協力の実施期間——原則として3カ年とすることが妥当である——を通ずる資機材の供与総額とその年次別供与額とを予め設定しておき、その枠内で現地の状況に応じて適切な資機材の供与を実施する、という方式に切換えることが必要である。

9.8. 第1次協定による農業技術協力はわが国の海外農業技術協力中最も組織的に行なわれてきたものであるが、それでも旧農場に関するアフター・ケアは十分ではなく、アフター・ケアを目的とした技術調査団は6年間に2回にすぎなかった。将来の農業技術協力においては少なくとも技術指導を目的とする調査団を毎年1回派遣するとともに、適時世界的に名の通った学者または技術者または日本で高い地位にある者を派遣することが必要である。これは、インド側は自尊心が高い上に権威主義が強いためである。なお、今秋インドに派遣されるべき新農場に関する技術調査団についてもこの点に留意する必要がある。

9.9. インドは広大でありかつ極めて複雑である。したがって、短期間の場合はもちろん、相

当長期にわたって滞在した場合であっても、ごく限られた地方についてならばともかく、インドを広くかつ深く理解することはほとんど不可能である、と云ってもよい。このようなインドにおいて、前述してきたようなすべての困難をのりこえて、立派に農業技術協力を達成してきた各旧農場の日本人要員諸氏の労苦と努力に、調査団はあらためて感謝の意を表したい。

第 2 部
付 録



1 在インド農業センターの存続に関する基本方針について

1. 基本対処方針

- (1) インド稲作改善に関する農業センター方式による農業技術協力は、今後も継続して実施することとし、経済的稲作技術の改善のための実用試験とインド人中堅技術者の養成訓練に重点をおいて行なうものとする。
- (2) 前項の農業技術協力（以下「新協力」という）は、インド政府との間に基本的事項について政府間協定を結ぶかまたは交換公文を取り交し、必要な場合はさらにその協定または交換公文の適用に関する具体的事項についてインド側と在インド日本公館との間に覚書または口上書を取り交し、それにより計画的に実施するものとする。
- (3) 新協力は、原則として農業センターを中心として次の要領により行なうものとする。
 - a) 農業センターは、インド側の農業技術試験研究及び指導普及組織の一環として、インド側の責任において設置運営されるものとする。
 - b) 農業センターにおいて行なわれる経済的稲作技術の改善のための実用試験と、インド人中堅技術者の養成訓練に関する助言要員として、次の技術者をCPにより派遣するものとする。
 - 1) 農業センターに駐在する助言要員、1農業センター当り4名程度。
 - 2) インド政府に駐在し、各農業センター間の協力対象業務の指導調整および各農業センターの運営管理、技術的問題に関し、インド側上級機関に折衝と助言を行なう上級要員、2名程度。
 - 3) 農業技術協力に関する全面的指導調整およびインド側上級機関との全面的折衝と助言を行なうために毎年インドに派遣される高級要員。
 - c) 上記の助言要員として派遣された専門家が効果的に活動し得るよう必要な処置を交換公文等に明示するものとする。
- (4) 新協力に関するインド側要員のわが国における研修の要請はできる限り応ずるものとし、さらにインド側高級関係者をCPによりわが国に招くものとする。
- (5) 新協力の協力期間は、インド側より中止の申し出のない限り、1プロジェクトにつき6カ年とする。
- (6) 新協力に必要な機械の供与は、各プロジェクトごとに策定される計画に基づきあらかじめ

機成供与額の枠を設定しておき、その枠内で計画的かつ適切に行なうものとする。

- (7) 対印農業技術協力の効果的な推進を図るために、農林省内に派遣要員の養成確保、新協力の成果の評価、所要機材の適切を供与、インド側の効果的な接触等に関する適当な体制を設けることを検討する。

2. 第1次農場に関する基本方針

- (1) 第1次農場は、いづれも所期の目的（日本式農業技術の模範演示と対農民実地訓練及び日本式改良農機具の実地適応試験）を達成したものと考えられるので、協定期間の満了とともにその管理運営を全面的にインド側に委ねるものとする。
- (2) 第1次農場のうち、インド側がわが国の農業技術協力を引続き要請してくるものについては、基本的対処方針にもとづいて協力を続行するものとする。
- (3) 第1次農場に現在派遣中要員は全員引揚げるものとする。ただし、インド側より引続き協力の要請のある第1次農場については、新協力の発足までの間、農場の管理運営のため、場長を残留させるものとする。
- (4) O T C A の行なう前項の引揚げ要員の処遇については、協力するものとする。

II インド政府の農民訓練計画について

8. インド政府は、新農業政策として、1966年度より5カ年計画をもって、全インドの高収量品種計画（HIGH-YIELD VARIETY PROGRAM）を実施県（以下「HVPD」という）を対象として実施してきている農民訓練計画（FARMERS TRAINING PROGRAM、以下「FTP」という）を拡充強化することとし、1967年度は16億ルピーを、1970年度末まで約100億ルピーを支出することを公表している。
4. FTPは、組織化された訓練機関、実地指導および農民の自主的活動を通じて、農民（経営主、後継者および主婦）にたいし技術的訓練を行ない、農業生産の増大と農村生活の改善をはかることを目的とし、実施は各州および各HVPDがFTPに基づきそれぞれの農業事情に応じて定める実施要領によって行なわれることになっている。政府の説明したその実施基準は下記の通りである。
5. 農民訓練センター（以下「FTC」という）。各州は州内の各HVPDに1カ所のFTCを設置する。FTCは、a経営主向、b主婦向の訓練生30名訓練期間1～2週間の短期訓練コースを年間各5回および稲作を中心とする後継者向の期間3カ月の長期訓練コースを年間2回開設するとともに、FTCの職員、県内のサブジェクト・マター・スペシャリスト（わが国の専門技術員に相当する）およびグレイジ・レベル・ワーカー（わが国の農業または生活改善普及員に相当する）をもって巡回指導班を構成する。インド政府は、FTCを当面5カ所、1970年度末までに310カ所設置する計画である。
6. 生産展示訓練キャンプ（以下「PDTC」という）。各州は各HVPD内に5部落を単位に年間乾期と雨期に分けてPDTCを開設する。PDTCには5部落内の各農家より1名宛参加せしめ、期間は2日とし、FTCが構成した巡回指導班により、地区農民の最も関心の高い事項について視聴覚教育を中心に指導訓練を行なう。インド政府は、当面HVPD毎に延400カ所のPDTCを開設する計画である。
7. 農事研究グループ。各州は各HVPDに精農30人を単位に農事研究グループを組織する

ことを指導する。 インド政府は、当而各HVPDに経営主および主婦6,000人をもって200グループを組織化する計画である。

8. 各州のFTCには主任以下4名の指導官(INSTRUCTOR)をおく。指導官には県内の農業に明るい大学卒業者、農業改良普及員、そ業栽培専門家および家政学専攻者をあてることになっている。

9. FTC設置計画およびFTP所要経費はつぎの通りである。

年 次	FTC設置数	予 算
1966-67年度	5所	60百万ルピー
1967-68	30	1,663
1968-69	75	3,153
1969-70	100	2,945
1970-71	100	2,089
計	310	9,910

10. 上述のインド政府のFTPは、従来インド政府が強力に推進してきているHVPとの関係が必ずしも明確でないこと、視聴覚教育に依存しすぎており実技訓練に不足していること、他面実技訓練を行なうにはFTCの施設や農機具等の資本装備が不足していること、指導者特に実技訓練に当たる中級技術者が絶対的に不足している等多数の問題がある。

11. したがって、このインド政府のFTPに基づく各州のFTPに対し協力しようという新農業技術協力においては、旧農場を活用する農業普及センターを中心とする日本側の協力の在り方はつぎの如く考えられる。

- a) FTCおよびその巡回指導車の活動にたいする助言。このために必要な経済栽培技術の奨励のための実用試験の実施。
- b) 農業改良普及員、部落指導員等のPDBCの組織化および指導に当る技術者の養成訓練。
- c) 精農家等在村の指導的農民にたいする実地訓練に関する助言。このために必要な展示園場の設置。

Ⅲ 旧農場所存州政府との会談要録

1.2. グジャラート州政府との会談

- 1) 調査団は8月20日グジャラート州アーメダバード市の同州食糧農業省において州政府と会談した。双方の出席者は次の通りであった。

日本側 中尾副団長以下調査団全員

鈴木在印大使館一等書記官

永田在ボンベイ総領事館領事

三沢スラート農場理事長

インド側 ドウダニー同州食糧農業次官

パテル同州食糧農業省農業局長以下関係官

ガンジーインド食糧農業省派遣連絡官

- 2) 会談冒頭、ドウダニー次官は次の如く発言した。

- a) 昨年に続く今回の日本の農業調査団の来訪は日印間の友好関係増進上有益であり歓迎するとともに日本の今日までの農業技術協力に感謝する。
- b) スラート農場の過去5年間にわたる業績は極めて優れたもので、その成果は今後州内一般農家の収量の増加および州が直面している食糧不足の緩和に寄与するものと信じている。
- c) 他の州で導入した多収品種の中には同農場におけるほど良い成績をあげていないものがある。同農場で高い多収成績をあげた「フォルモサー3」種は一般農家でもエーカー当たり1-2トンという良い成績をあげており、州はこの品種を同農場より一般農家に普及する事業をはじめている。

- 3) ついで中尾副団長は、調査団の同州潜在中州政府より種々配慮を得たことについて謝意を表したのち、スラート農場が5年前に比し立派に整備されまた輝かしい業績をあげていることを述べ、日印兩國がこの技術協力の進展と成果を同様に高く評価し、同農場が模範農場として所期の目的を達成したことについて意見の一致をみたことは喜ばしいことである、と発言した。

- 4) ついで新農業技術協力に関する意見交換に移った。まず、中尾副団長より、グ州はすでにわが方に第一次協定終了後も引続き技術協力を行なうように要請してきているので、その

具体的内容を知りたいこと、およびわが方としては今後の農業技術協力は(1)旧農場の成果の上になった経済農業技術の開発のための実用試験、(2)農業普及員等にたいする技術訓練、および(3)農機具利用に関する実験展示を中心に行なうことを考えている、と説明した。

- 5) ドウダニー次官は、新農業技術協力に関する日本側の意向は了解するが、州政府としては旧農場で好成績をあげた「フォルモサー3」の如き優良品種の導入や作田を推進して今後の技術改善の突破口としたいと考えているので、特に稲の品種改良に関する技術協力を強く要請するものであること、およびこのために旧農場が不適確であるならば他のより適切な場所に新たに施設を整備する用意がある、と発言した。
- 6) 中尾副団長は、グ州における稲の品種改良の必要性は十分了解できるが、稲の品種改良には十分な施設を必要とすることおよびわが方は新技術協力において品種改良を対象にすることを考えていないことより、この点については帰国後本国政府にグ州政府の意向を伝えあらためて検討することとしたいと答え、グ州政府にCPによる育種専門家の派遣等の別な角度からの技術協力方式についても検討するように要望した。
- 7) ドウダニー次官は新農業技術協力に関する具体的要請として、(1)実用技術試験、(2)農業技術普及訓練、(3)稲の育種、(4)土壌改良および(5)農業機械利用の5事項に関し日本の専門家の派遣と機材の供与を要請したいと述べた。
- 8) 中尾副団長は、グ州政府の要請のうち、特に農業技術普及訓練については、従来旧農場で行なわれてきた日本人要員による農民にたいする短期訓練は今後はインド側で実施することが適当であること、したがって今後の日本側の技術協力はインド側の農業普及員等にたいする州の技術訓練について行なうことが適当と考えていることを説明した。
- 9) トウダニー次官は、現在旧農場で行なわれている農民訓練は今後は州自身が行なうことおよび日本の技術協力を要請している技術者訓練も当然州自身の計画として実施するものであることを述べ、新技術協力の期間、方式および機材供与の可能性について質問してきた。

10) 中尾副団長は、わが方は新技術協力の期間は当面8年間と、方式はおおむね現行方式に近いものなること、および機材供与は現有機材の補修部品のほか新たに若干の機材を追加することを考慮していると説明した。

11) 最後に、中尾副団長より旧農場の日本人要員は新技術協力要員が着任するまで一時残留を予定されている理事長を除き全員が第1次協定の期間満了とともに帰国することを説明し、日本人要員の滞印中のグ州政府側の配慮に要望と謝意を表明した。

12) トウダニー次官は調査団の来訪に謝意を述べ、あらためて今後の日本の農業技術援助の継続を要望した。

13. オリッサ州政府との会談

1) 調査団は3月28日オリッサ州ブバネスワール市の同州食糧農業省において州政府関係者と会談した。双方の出席者は次の通りである。

日本側	中尾副団長以下調査団全員
	鴨原在カルカッタ総領事館領事
	八坂OTCAインド事務所長
	島田サンバルプール農場理事長
インド側	パッドヒー同州食糧農業省弁務官
	トリバスイ同州同省次官
	ミスラ同州同省農業局次長
	ラミヤ同州農業大学学長
	バラサイインド食糧農業省派遣連絡官

2) 会談冒頭、バラサイ連絡官より、サンバルプール農場の過去5カ年間の実績および今次調査団の来訪目的の紹介があり、第1次協定終了後の同農場を中心とする新技術協力の在り方について意見交換を行ないたいとの発言があった。

3) ついで中尾副団長は、調査団の訪問中の州政府より受けた便宜供与について謝意を表したのち、旧農場の5カ年にわたる業績を説明し調査団はその成果を高く評価すると述

べ、さらに同州のおが方に対する新技術協力要請について質問した。

- 4) 州政府を代表してパッドヒー弁務官は、農業調査団の来訪を歓迎し、旧農場にたいする今日までの日本の農業技術協力に謝意を表したのち、この機会に第1次協定終了後の技術協力について卒直に意見を交換したいと挨拶した。同弁務官は過去2回旧農場を訪問し、三期作実験や品種試験等が行なわれているのを見て、5カ年にわたる日本人要員の業績を高く評価するとともに要員の労苦にたいして感謝の意を表した。また、同弁務官はこの旧農場の成果は州内の他地区の同種計画の実施に大きく貢献するであろうと述べ、第1次協定終了後は旧農場の業務は州政府で引継ぎ、現在同機実演展示と訓練を有能な要員により引続き実施することおよび旧農場の施設と機械は訓練されたカウンターパートおよび州政府のパッケージプログラム事務所長の監督のもとに維持することを約束した。さらに、同弁務官は、これに関連して、日本より水利管理および小農機具利用に関する専門家を2カ年間派遣されたい旨、およびこれらの専門家には旧農場地区以外の地区についても技術指導助言を期待する旨を述べた。
- 5) ラミヤ(ブバネスワール)農科大学学長は、同大学は10年前より日本式稲作法を導入し試作実験を行なっていると述べ、その集約栽培方式の特徴を説明し、それを高く評価した。同学長はさらに農業機械の導入の必要性を説くとともに、日本式農法は一般農民の稲作技術水準の向上に大きく寄与していると発言した。
- 6) 中尾副団長は、わが方の新農業技術協力に関する基本方針を説明し、今日まで在インド大使館員および在カルカッタ総領事の来訪時には新技術協力につき何等要請がなかったが、今日の州政府の専門家派遣要請は初耳である上に日本側の意向とは全く異なったものであるので即答は出来ないことを述べ、しかしながら州政府の要請内容は理解できるので州政府はこれを一刻も早くインド政府に伝達されたいと発言した。
- 7) 最後に調査団と州政府との間で次の事項が確認された。
 - a) 第1次協定は本年4月22日に終了するが、再延長はしない。
 - b) 旧農場は現状のまま州の独立施設として、サンバルプール地区プロジェクトリーダーおよび州食糧農業省農業局次長の監督の下にひきつづき維持される。

- c) 旧農場の農機具は州政府サンバルプール地区機械技術者によって維持される。
- d) 農科大学は旧農場を模範とした今後の稲作改良計画の立案実施について必要な技術的援助を行なう。
- e) 水利用管理および小農業機械利用の専門家2名の2カ年間の派遣要請について至急インド政府に連絡する。

14. ウェストベンガル州政府との会談

- 1) 調査団は3月31日、ウェストベンガル州カルカッタ市の同州食糧農業省において同州政府関係者と会談した。双方の出席者は次の通りであった。

日 本 側	中尾副団長以下調査団全員 嶋原在カルカッタ総領事館領事 八坂OTCAインド事務所長
イ ン ド 側	サニヤル同州食糧農業省農業局長他関係官

- 2) 会談はサニヤル局長の調査団に対する親迎の辞と今日までの日本政府の農業技術協力に対する謝辞によりはじめられた。同局長は同州の農業事情について一般的説明を行ない、特に稲作については、同州には3期の主要栽培時期（アウス、アマンおよびボコ）があり、各期により栽培品種が異なること、州内の耕地面積は1,300万エーカーと広く各地区により土壌および気象条件が異なり、このために栽培方法は各地区毎に異なるを得ないこと、および州政府は目下州内の10地区（県）に現在のナディア旧農場と同種の農場、すなわち旧農場を中心に州内に10カ所の衛星農場を設置する計画を有することを説明した。

- 8) サニヤル局長は旧農場の過去5カ年間の業績を高く評価し、前述した衛星農場を通じて旧農場の成果を逐次他地区に浸透させてゆきたいと述べた。また、旧農場は従来試験業務を余り行なってこなかったため、今後は実用試験を行ない、これと同時に普及員および農民等に対して訓練を実施してゆきたいと発言し、このために次の6名の日本人専門家の派遣と所要機材の供与を日本に要請したいと発言した。

農場理事長（品種改良等の実用試験担当）、農学専門家（実用試験担当）、栽培専門家、農業機械専門家、普及訓練専門家（以上3名は模範演習担当）衛星農場指導専門家。

4) 中尾副団長は、まず調査団の滞在中の州政府の配慮に謝意を表したのち、州政府の今後の計画は了解したが、わが方の新技術協力の基本方針の概要を説明し具体的にはニューデリーにおけるインド政府との合同会議で決定したいと述べ、州政府の立案した農業普及計画のうち、旧農場と10衛星農場との関係、6名の日本人専門家の具体的な業務内容について説明を求めた。

5) サニヤル局長はわが方の質問に対し説明を行なったのち、日本とインドの稲栽培形態の類似性や土地所有面積の狭小性に言及し、インドにおいては大型トラクターは不適當であることおよび最近の労賃が上昇してきていること等より効率の高い日本製農業機械の導入と普及に力を入れたい、と発言した。

6) 中尾副団長は、州政府の計画は十分に検討をされた良策と考えるが、日本側の農業技術協力基本方針との間に若干相違のあること、特に今後の日本人派遣要員はインド側にたいする助言要員たるべきことおよび新技術センターはインド側が全責任を負って行なわれるべきことを指摘し、旧農場についてもインド側要員の自主的充足が必要であると強く発言した。

1.5. ビハール州政府との会談

1) 調査団は4月5日ビハール州都パटना市の同州食糧農業省において同州政府関係者と会談した。出席者は次の通りである。

日本側	牧野団長以下調査団全員
	大坂在ニューデリー日本大使館参事官
	平川在カルカッタ総領事館副領事
	広崎シャハバード農場理事長
インド側	シン同州食糧農業省弁務官
	ハイディアナタン同省次官
	シンハー同省農業局長以下関係官

2) まず、牧野団長より、調査団の同州滞在中州政府よりうけた諸種の好意について謝意を表したのち、カルカッタからパटनाまで飛来の途次空中より観察した前日ガヤ市付

近の農村を観察し、同州全域にわたる大干害による深刻な被害状況を知り、調査団は同州民にたいし心から同情の意を表する旨発言し、ついで調査団はジャハバード農場が第1次協定の目的にそって3カ年間にわたってあげてきた業績を高く評価するものであるが、州政府側の同農場に関する平直な意見を聞きたい、と述べた。

3) シンハー農業局長は、州当局は同農場は本来の目的である稲作及び小麦作の改良技術の演示のみならず、農業技術者や農民にたいする改良技術の普及訓練についても大きな業績をあげていることを高く評価し感謝していると述べた。 ついで、同局長は、州政府としては今後の技術協力要請として、(1)稲作、(2)土壌肥料、(3)農業機械及び(4)普及訓練の各高級専門家の派遣とこれらの専門家によりジャハバード農場を中心に、近接する土壌試験場、農機具工場及び農業学校とも連繋して、各専門分野に関する試験研究や農業普及員及び農民に対する技術訓練を3カ年継続されたいこと、及び同農場以外に更に同様な模範農場を2場設置することに協力されたい、と発言した。

4) 牧野副長は、州政府が同農場の成果を高く認めていることを嬉しく思うこと、日本としては第1次協定終了とともに同農場は州政府と引継ぎ、同農場に関する技術協力は終了したい旨を述べた。

5) シンハー局長は、州政府としては従来通りの農業センター方式による技術協力を更に3カ年継続されたいこと、日本側より提示されている新技術協力の方針は原則的には了解できるので州政府は前述した土壌試験場、農業学校等を一括して今後は旧農場を総合農業センターとして活用することを考えていることを説明した。

6) 牧野副長は、日本側の新農業技術協力の考え方を述べ、現地農民への直接技術指導は州政府が行なうことが適切であると考えられること、及び日本へ要請されている高級専門家の具体的業務内容について詳細に説明されたい、と発言した。

7) シンハー局長は、農民等への直接訓練はすでに旧農場の日本人要員より訓練をうけたインド人要員により州政府の責任で行なうこととしたいと述べ、要請高級専門家の業務内容について次のように考えていると説明した。

- a) 稲作専門家については、稲作では品種転換が問題となっており、長日品種が主要栽培品種となっている同州は二期作を普及するために他州より短日品種を導入したが今日まで成功していないので、この点について試験研究と技術普及を担当してもらいたい。
 - b) 土壌肥料専門家については、収量増加のためには多肥栽培が必要であるが、これには倒伏防止とか肥料の継続使用に対する生産性低下についての農民の不安感とか施肥に関する技術者間の見解の相異とかにより、明確な方策をたて得ない状況にあるので日本人高級専門家から助言を得たい。
 - c) 農業機械専門家については、日本製改良農業機械は有効であるが、更に現地適用性について研究や改良を行なってもらいたい。
 - d) 普及訓練専門家については、州政府が農民訓練を行なうとすれば、当而はそれについての助言を行なってもらいたい。
- 8) 牧野団長は、州政府の高級専門家の派遣要請については了解したが、これらの高級専門家は州政府の行政機関特に農業局といかなる関係にあるのか、また勤務地は何処になるのか、と質問した。
- 9) シンハー局長は、州政府としては各専門家の主たる勤務地は現農場とし、勤務の対象地区はシャハバード県としたい、と答えた。
- 10) ついで、シン弁務官は、州政府としては、別に旧農場と同様な模範農場を他に2地区ほど日本の技術協力を得て新設したい、と考えており、そのうち州北東部のプルニア県の開発計画について説明したいと要望した。牧野団長は、日本としては模範農場方式による技術協力は第1次協定終了をもって終結し、新たな技術協力段階にはいることとしている旨を再言し、約束はできないが、たっでの要望であれば説明だけ聞いてもよいと答えた。この結果、シン弁務官よりプルニア県開発計画の概要の説明をうけた。

Revised Draft

Agreement between the Government of Japan
and the Government of India concerning the
Operation of Agricultural Centres

(10 April, 1967)

The Government of Japan and the Government of India
Considering that the Agreement between the Government of Japan
and the Government of India concerning the Establishment of
Agricultural Demonstration Farms signed at New Delhi on April
23, 1962 ceased to be effective on April 22, 1967.

Considering that the said Agricultural Demonstration
Farms have achieved their expected results,

Desiring to further the economic and technical co-
operation between the two countries in the field of extension
of agricultural techniques in India,

Have agreed as follows:

Article I.

The Agricultural Demonstration Farms established in
()
under the Agreement between the Government of Japan and the
Government of India for the Establishment of Agricultural
Demonstration Farms signed at New Delhi on April 23, 1962 shall
hereafter be called Agricultural Extension Centres, and their
activities shall be as follows:

- (1) Trials and Their extension with a view to improving
agricultural techniques in India.
- (2) Technical training to Indian agricultural instructors,
technicians and farmers
- (3) Trials demonstrations and their extension, through

improved machinery and implements, with a view to increasing agricultural production:

Article 11

(1) In accordance with laws and regulations in force in Japan the Government of Japan will take necessary measures to provide at their own expense the services of Japanese experts and other Japanese technical staff (hereinafter jointly referred to as "the Japanese staff") at each of the Centres.

(2) The Japanese staff shall be granted privileges, exemptions and benefits as admissible to experts assigned to India under the Colombo Plan, such as exemption from income tax and other charges, export and import duties, within the limits specified from time to time.

Article 111

(1) In accordance with laws and regulations in force in Japan the Government of Japan will take necessary measures to provide at their own expense machinery equipment, tools, spare parts and other materials required for the programme covered by this Agreement.

(2) The articles referred to above shall become the property of the Government of India upon being delivered c.i.f. at the ports of disembarkation to the Indian authorities concerned.

(3) These articles shall be utilized exclusively for the purpose of the operation of the Centres and programmes covered by this Agreement.

Article IV

The Government of India undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese staff resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the bona fide

discharge of their functions in India covered by the present Agreement.

Article V

- (1) The Government of India undertakes to provide at their own expense:
 - (a) an Indian manager and requisite Indian technical and administrative staff at each of the Centres,
 - (b) requisite building and land as well as incidental facilities required therefor.
 - (c) supply on replacement of machinery, equipment, tools, spare parts and other materials necessary for the operation of the Centres and programmes covered by this Agreement which are available in India.
 - (d) suitable furnished accommodation and transportation facilities for the Japanese staff.
- (2) The Government of India undertakes to meet:
 - (a) customs duties, internal taxes and other similar charges, if any, imposed in India in respect of the articles referred to in Article III.
 - (b) expenses necessary for the transportation within India and installation of the articles referred to in Article III,
 - (c) expenses necessary for the operation and maintenance of the Centres, and programmes covered by this agreement.

Article VI

- (1) The Japanese staff will be closely consulted on the technical matters of the respective Centres and be kept

fully informed thereon and shall give advice to officials concerned of the Government of India.

(2) The operational responsibility for the Centre and programmes covered by this Agreement will be of the Indian Personnel.

(3) Close cooperation and mutual coordination shall be maintained between the Japanese staff and agricultural agencies and institutions concerned in India concerning the operation of the Centres and the programmes covered by this Agreement.

Article VII

(1) The operation of each of the Centres shall be commenced within one year from the entry into force of the present Agreement.

(2) The services of the Japanese staff for the operation of each of the Centres shall be provided for a period of three years during the validity of the present Agreement.

Article VIII

(1) The present Agreement shall enter into force on the date of signature and remain in force for a period of four years.

(2) The present Agreement may be extended by mutual agreement for a further specified period.

DONE in duplicate in English at New Delhi on this
..... day of April, 1967.

FOR THE GOVERNMENT OF JAPAN. FOR THE GOVERNMENT OF INDIA.

V 西ベンガル州10衛星農場設置構想

(西ベンガル州政府提出の資料に基づく)

1) 設置目的

アウス並にアマン作品種についてのナディア模範農場にて耕種基準化された集約農法は、収量をかなり増加することが判明し、この意味で現農場はその目的を成し遂げたといえる。然しながら、西ベンガルに於ては土壌、気候条件等が地域により異なるので、このナディア農場の成績結果はどこでも適用出来ない。このため州内の農業、気候的に異った地域に於てその地域別の必要に応じた栽培方法、品種並に施肥計画の研究の必要性がある。

よってナディア農場に於て開発せられた農法は、一般農民に推奨される前に各地区にあるこれら10衛星農場によって基準化する計画が提案された。

又これら10衛星農場を中心とした各地区にいる農民並に州農業技術者に対し、この農法及び農業機械の使用方法等につき訓練を実施することが企画された。

2) 設置経過

上記目的をもって、ナディア農場をモデルとした10衛星農場を州内の10の集約農法計画地区に設置することが決定された。この10衛星農場の予算は去年の後半に認可された。現在農場の選択は終り、必要な訓練されたスタッフは既に配置され追加施設の建設も始まった。圃場の均平作業、耕地整備並に灌・排水施設のレイアウトは押し進められている。農場のレイアウトはほとんど完了した。他の農場のレイアウトは現在準備中で、ブルドーザーが用意され次第、徐々に開始される予定である。

3) 運営

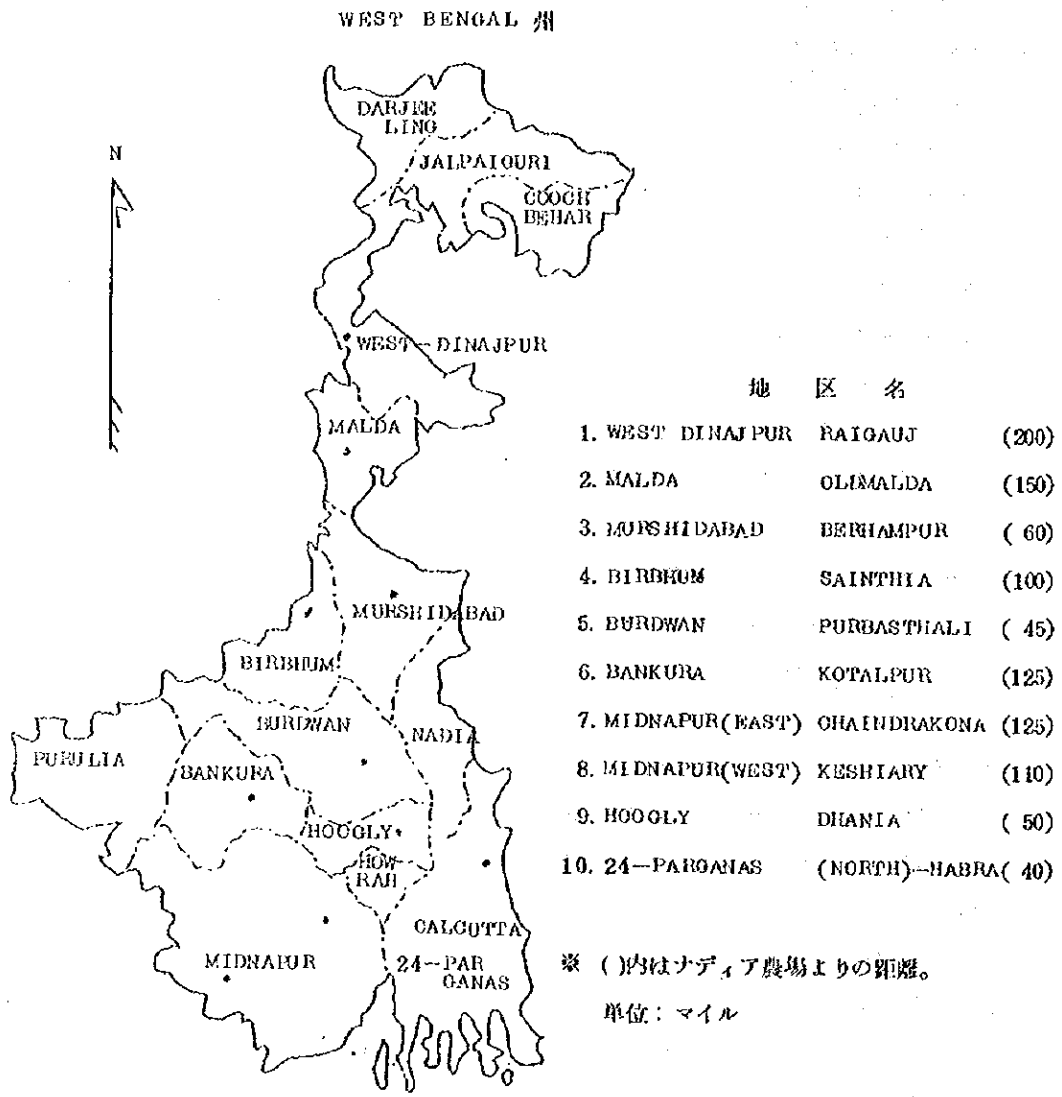
これらの10衛星農場はインド人職員によって運営される。農業大学卒業の職員によって農場は管理され、それに圃場主任及び機械兼耕耘機運転手が補佐する。これら職員の全員はナディア農場で訓練を受ける。これ等農場の技術並に行政的所管は地区農務官(D. A. O)が行なう。州の農業局においては農業局次長が10衛星農場を担当する。

4) 日本側への要請事項

ナディア農場に配置される日本側並にインド側技術者より技術的指導のみ要請。日本側チーフ・アドバイザーはナディア農場において実用試験デモストレーション、訓練並に10衛星農場の業務等に対し助言し、ナディア農場に配置される他の日本人専門家が顧問の資格

で10農場の業務に専任する。日本側機械要員は10農場に配置される農業機械の使用
方法、保守についても指導するものとする。

10衛星農場の位置



10 衛星農場についての資料

1) 面積等について

各農場の面積は約25エーカーであり、この内18～20エーカーは耕作されている。全農場は深井戸ないし灌水路などの施設があり、又耕地の大部分は田である。その内8～5エーカーは畑地である。道路、灌排水施設並にブルドーザーによる均平作業に必要な予算措置はすでにとられている。

10衛星農場に配置されるファーム・マネージャーは既にナディア農場で訓練された。

2) 農場の具体的運営計画

これらの農場は稲作についての演示を主体とする。またナディア農場を模範として若干の実用試験も行なう。この実用試験に対する技術的指導はナディア農場で行なう。技術的事項につき問題が生じた場合、10農場担当の日本側専門家並にインド側カウンターパートが農場を訪問し指導を行なう。

3) 10衛星農場における農民訓練計画

この訓練は実地的性格であり、農民は稲の一作付期間中始めより終りまで滞在し、植付より収穫まで(3～4カ月間)の全作業にわたって訓練を受ける。訓練生の対象は実際に農業に従事している若い農民や農民の子息等が主体であり、改良農法について普及事業の概念をもつことが出来るものを訓練する。

これとは別個に短期間の訓練コースを予定しており、これは栽培時期の重要な期間に短期間経験ある農民や既訓練者を対象としている。

4) 10衛星農場に配置予定の農機具リスト(1農場当り)

① 自動脱穀機	1台
② 動力噴霧機(ガソリン、エンジン付)	1台
③ ナップザック型動力ミストフローラー	1台
④ 動力エンジンレーシカッター	1台
⑤ 揚水ポンプ(バッチカル型)	1式
⑥ 揚水ポンプ(セントリフィガル型)	1式
⑦ スプリンクラー(ガソリン、エンジン付)	1式
⑧ 唐 箕(ウイノーアー)	1台
⑨ 足踏ポンプ	1台

⑩ 畜力用一頭式装具（プラウ並に中耕機付）	2組
⑪ ディーゼルエンジン（6馬力）	2台
⑫ ガソリンエンジン（3～4馬力）	1台
⑬ リヤカー	4台
⑭ 田植網（ビニール、長さ5.5m）	8本
⑮ 除草機	12台

Ⅵ 旧農場要員名簿

1. グジャラート州スラート地区農場

氏名	最終学歴	赴任前所属機関	職種	赴任期間
三沢和人	長野県立高等農 林専門学校 昭和26年卒	農業自営	理事長	37. 6. 23~ 42. 4. 22
沼田正道	青年学校 昭和18年卒 海軍飛行予科練 習航空隊 昭和20年卒	農業自営	農機具	37. 6. 25~ 42. 4. 22
山田喜作	東京農大大学院 農学研究科修士 昭和33年卒	農業自営	栽培	40. 3. 30~ 42. 4. 22
井口尚樹	長野県立上伊那 農業高校 昭和27年卒	農業自営	栽培	40. 3. 30~ 42. 4. 22

2. オリッサ州サンバルプール地区農場

氏名	最終学歴	赴任前所属機関	職種	赴任期間
鳥田雅雄	香川県立三豊 農業学校 昭和18年卒	農林省農業総合 研究所駐村研究 員	理事長	37. 6. 10~ 42. 4. 22
真部始	香川県立立木田 農業高校 昭和20年卒	農業自営	栽培	40. 3. 31~ 42. 4. 22
鈴木忠雄	宮城県立農業 講習所 昭和26年卒	宮城県改良普及員	農機具	40. 3. 31~ 42. 4. 22
難波正道	岡山県立苫田 高校 昭和33年卒	農業自営	栽培	40. 3. 31~ 42. 4. 22

3. ウェストベンガル州ナディア地区農場

氏名	最終学歴	赴任前所属機関	職種	赴任期間
佐藤幸平	盛岡高等農林学校 昭和2年卒	茨城国際農業 研修会館 事務長	理事長	37. 5. 28~ 42. 4. 22
池田貞夫	国民高等小学校 高等科 昭和19年卒	農業自営	栽培	40. 3. 31~ 42. 4. 22
徳留徳男	鹿児島県立根占 高校 昭和25年卒	県立大隅高等講師 農業自営	農機具	40. 3. 22~ 42. 4. 22
森下重信	京都府立高等農 事研修所 昭和26年卒	京都府農協中央会 原種農場	栽培	37. 6. 25~ 42. 4. 22

4. ビハール州シハバード地区農場

氏名	最終学歴	赴任前所属機関	職種	赴任期間
広崎豊	濱州国新京立立 語学院 昭和19年卒	農業自営	理事長	37. 6. 10~ 42. 4. 22
赤川克之	長崎県立大村高 校 昭和27年卒	農業自営	農機具	37. 6. 27~ 42. 4. 22
清野武司	日本国民高等学 校研究科 昭和29年卒	日本国民高等学 校正補導	栽培	37. 6. 27~ 42. 4. 22
白水一義	福岡県立農業講 習所 昭和27年卒	福岡県病虫害防 除所	栽培	40. 8. 11~ 42. 4. 22

Ⅶ 農場歴年の生産状況

作期年次	作付面積 Ac	精穀収量 Kg/Ac	作付面積 Ac	精穀収量 Kg/Ac	作付面積 Ac	精穀収量 Kg/Ac	作付面積 Ac	精穀収量 Kg/Ac
	<u>Nadia</u>		<u>Sambalpur</u>		<u>Shahabad</u>		<u>Surat</u>	
雨季作								
第1期 1 (62)	—	—						
(Aue) 2 (63)	8.99	1233						
3 (64)	10.10	1462			0.95	1302		
4 (65)	5.81	1363			0.50	1188		
5 (66)	13.83	1451			1.20	1481		
第2期 1	17.94	315	7.76	1022	9.50	1369	10.50	1408
(Anar) 2	10.73	1104	9.51	1617	9.55	995	10.87	1671
3	9.11	1532	9.70	1636	9.74	1347	11.85	1067
4	11.07	1468	9.57	1783	9.58	1588	11.67	1758
5	7.42	1561	7.72	1810	9.60	1778	11.72	2576
乾季作								
第3期 1	3.00	1002	4.21	1331			0.72	2099
(Doro) 2	2.84	1095	7.38	784			1.86	2066
3	2.82	1785	4.79	1351			2.06	2133
4	3.05	1934	8.06	2049			0.31	3212
小麦								
1	1.25	481	1.24	473	5.10	299	3.07	374
2	6.94	555			8.60	613	6.20	565
3	4.30	778			9.00	705	9.87	526
4	2.44	711			9.60	688	4.2	405
	<u>Bapatla</u>		<u>Mandya</u>		<u>Chongamanad</u>		<u>Khopoli</u>	
雨季作								
第1期 1 (65)					12.85	609		
2 (66)					84	662		
第2期 1 (65)	10.10	1564	9.87	1836	12.80	900	9.50	
2 (66)	2.0	2554	9.99	2125	二期計		7.23	1626
					12.85	1505		
					11.8	942		
乾季作								
第3期 (65)	9.96	1027	0.42	1624			4.03	1685

註 1. 一部にマウンドからkgに逆算したものがある。換算率は当該農場の使用率によった。

1 M d = 3 7.5 Kgとしている所が多い。

2. 乾季作は播種年度である。

Ⅷ インド農業技術調査団日程

月	日	曜	経 路	事 項
8	10	金	羽田空港発 BOAC ニューデリー空港着	
	11	土		日本大使館表敬，基本方針説明，調査打合せ
	12	日		休養
	13	月		食糧農業省訪問，調査打合せ
	14	火	ニューデリー空港発 IC ボンベイ空港着	
	15	水	ボンベイ発 車 コボリ農場	農場訪問（非公式），懇談
	16	木	ボンベイ発 汽車 スラート着	グジャラート州スラート農場要員，グジャラート州政府関係者と調査打合せ
	17	金		スラート農場訪問，農場の将来計画について打合せ，インド側関係者と意見交換
	18	土		全 上
	19	日	スラート発 汽車 アーメダバード着	
	20	月		州政府訪問，17日，18日両日の結果に基づき州政府関係者と打合せ
	21	火	アーメダバード空港発 IC ニューデリー空港着	
	22	水	ニューデリー空港発 IC カルカッタ空港着	カルカッタ総領事館訪問
	23	木	カルカッタ発 汽車 ジャルスグダ着	
	24	金		オリッサ州サンバルプール農場訪問，農場要員，インド側関係者と打合せ，意見交換，附近農家，園芸実験農場を見学
	25	土		Package 本部事務所訪問，懇談
	26	日	ジャルスグダ発 車 プバネスワール 着	
	27	月		インド祝祭日のため休養
	28	火		オリッサ州農業大学訪問，見学 オリッサ州政府訪問，州政府と意見交換 農場の将来計画について打合せ

月	日	曜	経 路	事 項
3	29	水	コルカタ空港発 IC カルカタ空港着	西ベンガル州ナディア農場訪問、農場要員と意見交換打合せ
	30	木		10衛星農場中チャクダ農場、ハブラ農場視察
	31	金		西ベンガル州農務省訪問、州政府関係者と意見交換打合せ 牧野团长来印
4	1	土	カルカタ空港発 IC バトナ空港着	カルカタ総領事館訪問、農場の将来計画について打合せ
	2	⑩		ビハールシャハバード農場訪問
	3	月		シャハバード農場訪問、農学校、ワークショップ、土壌検定所見学、農場要員と意見交換打合せ
	4	火		ビハール州内飢饉状況視察
	5	水		ビハール州政府訪問、農場の将来計画について意見交換打合せ
	6	木		日本大使館訪問、調査結果の打合せ
	7	金		食糧農業省訪問 日印合同会議出席(協定に関する打合せ)
	8	⑪		日本人記者会見、休養
	9	月		日本大使館訪問、調査結果ならびに今後の打合せ インド水産加工技術訓練センターに関する打合せ
	10	火		食糧農業省訪問、新農場に関する日印合同会議出席(協定に関する打合せ)

月	日	曜	経 路	事 項
	11	水	ニューデリー発 羽田着	日本大使館における打合せ 日本人記者会見

現地参加者 (敬称略)

鈴木 勲	在インド日本大使館一等書記官	1967. 3. 14~ 1967. 3. 21
永田 俊郎	在ボンベイ日本総領事館領事	1967. 3. 16~ 1967. 3. 21
八坂 伝郎	海外技術協力事業団インド事務所長	1967. 3. 22~ 1967. 4. 1
大坂 保男	在インド日本大使館参事官	1967. 3. 30~ 1967. 4. 6
嶋原 修次	在インドカルカッタ日本総領事館領事	1967. 3. 23~ 1967. 3. 28
平川 湊	副領事	1967. 4. 2~ 1967. 4. 5
栗生 啓作		1967. 3. 30

インド政府連絡官 (Ministry of Food and Agriculture)

Mr. T. R. GANDHI	Irrigation Specialist	1967. 3. 16~ 1967. 3. 20
Dr. P. S. PARSAI	Horticulture Specialist	1967. 3. 22~ 1967. 3. 28
Mr. J. N. HOTA	Crop Production Specialist	1967. 3. 28~ 1967. 4. 5

